

静岡市有度山総合公園運動施設
静岡市城北運動場
静岡市清水長崎新田スポーツ広場

指定管理業務仕様書

令和7年10月

静岡市観光交流文化局スポーツ振興課

目 次

○業務仕様書

【1 施設の設置目的・運営方針】

(1) 設置目的	1
(2) 運営方針	1
(3) 目標	1
(4) 管理運営に関する基本的な考え方	1

【2 指定管理業務の内容】

(1) 指定管理業務を行う施設	2
(2) 指定管理者が直接行う業務	3
(3) 第三者に委託することができる業務	5
(4) 市民アンケート調査及び利用者満足度調査の実施	7
(5) 指定管理者による自己評価	7
(6) 定期報告（月次報告）	7
(7) 修繕の実施状況に関する協議	7
(8) 事業報告（年度報告）	7
(9) 次年度以降の事業計画書等の作成	8
(10) 障害者差別解消法への対応	8
(11) 暴力団排除条例への対応	8
(12) マニュアルの整備	8
(13) その他指定管理者が行わなければならない業務	8

【3 指定期間】 8

【4 管理の基準等】

(1) 開場時間等	9
(2) 使用許可等の基準	10
(3) 遵守すべき事項	11
(4) 文書の管理及び保存	11
(5) 個人情報の取扱い	12
(6) 情報公開	12
(7) 施設管理におけるリスク分担	12
(8) 災害時におけるリスク分担	12
(9) 賠償責任と保険の加入	13
(10) 備品	13

(11) 感染症への対応	14
--------------	----

【5 管理体制（組織）】

(1) 資格等	14
(2) 人員	14
(3) 非常時の体制	15
(4) その他	16

【6 指定管理経費】

(1) 指定管理料の上限額	16
(2) 賃金水準及び物価水準の変動への対応	16
(3) 積算経費	17
(4) 指定管理者の収入	17
(5) 直近3年間の収支決算額	17
(6) 利用料金の帰属	18
(7) 支払方法	18
(8) 光熱水費等（電気料金、ガス料金、燃料費）の精算	18
(9) キャッシュレス決済手数料の精算	19
(10) 施設の改修及び設備等の更新に伴う契約変更	19
(11) 指定管理業務を対象とした国庫補助金等の取扱い	19
(12) その他	19

【7 その他】

(1) 事務引継	20
(2) 文書引継	20
(3) 利用料金の決定	20
(4) 目的外使用許可等	20
(5) 市主催事業等への協力	20
(6) 監査への協力	21
(7) 原状回復	21
(8) 大規模修繕等の予定	21
(9) 法改正等に伴う光熱水費の購入方法の見直しについて	21
(10) 適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応について	21
(11) 静岡市スポーツ施設に係る直営施設への対応について	21
(12) 「（仮称）しずおか地域クラブ活動」への協力について	22
(13) 指定の取消等	22
(14) その他	22
(15) 協議	22

○別紙

- 【別紙１】施設を利用した各種催しの企画及び実施に関する業務
- 【別紙２】施設、設備、備品等の維持管理及び修繕に関する業務
- 【別紙３】施設保守管理等仕様書
- 【別紙４】個人情報の保護に関する取扱仕様書
- 【別紙５】市と指定管理者のリスク分担表
- 【別紙６】静岡市指定管理料スライド制度の手引
- 【別紙７】指定管理料スライド額計算シート
- 【別紙８】キャッシュレス手数料等報告書

○別表

- 【別表１】備品リスト
- 【別表２】利用料金の限度額と現在の利用料金

静岡市有度山総合公園運動施設等管理運営業務仕様書

本仕様書は、静岡市有度山総合公園運動施設、静岡市城北運動場及び静岡市清水長崎新田スポーツ広場（以下「有度山総合公園運動施設等」という。）指定管理者募集要項と一体のものであり、有度山総合公園運動施設等の管理運営業務を指定管理者が行うに当たり、静岡市有度山総合公園運動施設条例、静岡市城北運動場条例及び静岡市スポーツ広場条例（以下「有度山総合公園運動施設条例等」という。）に定めるもののほか、静岡市（以下「市」という。）が指定管理者に要求する管理運営の業務の内容及び範囲を示すものである。

1 施設の設置目的・運営方針

（１）設置目的

市は、市民のスポーツの振興及びレクリエーションの増進を図るため静岡市有度山総合公園運動施設（以下「有度山総合公園運動施設」という。）及び静岡市城北運動場（以下「城北運動場」という。）を、スポーツを通じた幅広い世代の交流の場を提供することによりスポーツの振興及び市民の健康の増進を図り、もって市民の文化的な生活の向上に資するため静岡市清水長崎新田スポーツ広場（以下「清水長崎新田スポーツ広場」という。）を設置する。

（２）運営方針

有度山総合公園運動施設等は、テニスコート利用を通じた幅広い世代の交流の場を提供することにより、市民のスポーツ振興及びレクリエーションの増進を図ることを基本理念とする。

（３）目標

数値目標は、次のとおりとする。

ア 各施設の利用者満足度を 90%以上とする。

イ 各施設の５年後の年間延べ利用者数を以下のとおりとする。

（ア）有度山総合公園運動施設 50,000 人以上

（イ）城北運動場 44,900 人以上

（ウ）清水長崎新田スポーツ広場 72,800 人以上

（４）管理運営に関する基本的な考え方

施設の管理運営にあたっては、設置目的を達成するため、法令や条例等を遵守するとともに、円滑な運営及び施設設備の適切な維持管理に努めること。

また、市スポーツ推進計画の内容を十分に理解し、同計画に沿った管理運営に努めるとともに、市の推進する施策と相乗効果を発揮する運営に努めること。

あわせて、市が清水区庵原地区を中心に実施する「ユニバーサルスポーツの聖地化」事業を市全域で推進するため、指定管理者は、その理念を十分に理解し、パラスポーツの普及をはじめ、多様な市民が共に楽しみ、支え合う共生社会の実現に寄与する事業等を積極的に推進するものとする。

加えて、指定管理者は、管理運営に当たり、利用者の平等利用の確保に努め、利用者に対して不当な差別的取扱いをしてはならない。

なお、正当な理由がない限り、施設利用を拒んではならない。

その他、次のアからコまでの事項を遵守すること。

ア 有度山総合公園運動施設等の設置目的に則した管理運営を行い、その実現に向け最大の努力を行うこと。

イ 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこと。

ウ 利用者の意見や要望を管理運営に反映させるなど、利用者本位の運営を行い、サービスの向上に努めること。

エ 効率的かつ効果的な管理運営を行い経費の節減に努めるとともに、環境負荷の低減と施設・設備の良好な維持管理に努めること。

オ 常に善良な管理者の注意をもって管理に努めること。

カ 予算の執行に当たって、事業計画書等に基づき適正かつ効率的な運営を行うこと。

キ ごみの節減、省エネルギー等環境に配慮した運営を行うこと。

ク 個人情報の保護を徹底すること。

ケ 災害時、緊急時に備えた危機管理を徹底すること。

コ 市及び地域と密接に連携を図りながら管理運営を行うこと。

2 指定管理業務の内容

(1) 指定管理業務を行う施設

ア 有度山総合公園運動施設

(ア) 所在地 静岡市駿河区小鹿 1883 番地の 4 外

(イ) 規模 木造 平家建 延べ床面積 289.42 m²

(ウ) 施設内容

a クラブハウス

事務室、更衣室、シャワー室、トイレ、休憩所、多目的室

b テニスコート 砂入り人工芝 10 面（観覧席有り）

c ターゲットバードゴルフ場 天然芝 9 ホール

d グラウンドゴルフ場 天然芝 12 ホール

e 屋外トイレ 2 ヶ所

f 駐車場

g その他附帯設備

(エ) 開館時期

a 平成 15 年 5 月（テニスコート）

b 平成 16 年 6 月（ターゲットバードゴルフ・グラウンドゴルフ場）

イ 城北運動場

(ア) 所在地 静岡市葵区大岩町 1 番 20 号

(イ) 規模 鉄筋コンクリート造 2 階建て 延べ床面積 206.87 m²

(ウ) 施設内容

- a クラブハウス
 - 1階 事務室、更衣室（シャワー室）、トイレ、休憩所
 - 2階 多目的室
- b テニスコート 砂入り人工芝 6 面
- c 相撲場
- d 運動広場
- e 屋外トイレ
- f 駐車場
- g その他附帯設備

(エ) 開館時期 昭和 58 年 3 月

ウ 清水長崎新田スポーツ広場

(ア) 所在地 静岡市清水区長崎新田 207 番地

(イ) 規模 鉄骨造 3 階建て 延べ床面積 2,312.87 m²

(ウ) 施設内容

- a スポーツ交流センター
 - 1階 駐車場
 - 2階 事務室（救急室有り）、軽運動室、多目的室、ロッカールーム（シャワールーム付）、トイレ
 - 3階 体育室、軽運動室、多目的室、和室 1、和室 2、トイレ
- b テニスコート ゴムチップ 3 面
- c スポーツ広場
- d 屋外トイレ
- e 駐車場
- f その他附帯設備

(エ) 開館時期 平成 17 年 4 月

(2) 指定管理者が直接行う業務

施設の設置目的を達成するための主要な業務は、指定管理者が直接実施することを原則とし、その全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、主要業務が多岐にわたり、指定管理者のみでは実施が困難であると認められる場合など、事前に市の承認を得た場合に限り、当該業務を直接実施することができる専門業者等に主要業務の一部を委託することができる（5 頁「(3) 第三者に委託することができる業務」を参照すること。）。

委託に当たっては市の例に準じ、指定管理者と受託者の責任を明確化するとともに、公正で透明な手続により実施しなければならない。委託業者を選定する際は、市内業者の優先的な選定、官公需適格組合を含む中小企業者の受注機会の増大について可能な限り配慮されたい。

また、受託者から他の者への再委託はできない。

ア 利用者に対する業務（静岡市スポーツ・生涯学習施設予約システムの利用に関すること。）

（ア）施設の使用許可及び利用の制限等に関すること。

（イ）施設の利用受付、利用方法等の案内及び指導等に関すること。

（ウ）施設利用者登録に関すること。

（エ）利用者及び周辺地域に対して誠意を持って対応すること。

また、新たな施設の設置や、大規模な改修等に関し、指定管理者のみでは対応できない場合は、市に報告し対応すること。

（オ）施設の年間利用計画を策定すること。

（カ）利用状況の把握と利用者状況報告書の作成

（キ）利用の手引き等を作成し、電話等による利用者の問い合わせや相談に対応すること。

（ク）その他利用者に対して必要な業務

イ 施設の維持管理業務

（ア）施設を安全に管理し、指定管理業務を適切に実施するため、市と協議を行い、事務処理マニュアルを作成すること。

（イ）施設設備、備品等の機能維持を図り、適正な利用に供するよう日常点検を行い、必要に応じて部品交換や補修・修繕を行うこと。

（ウ）日常及び定期的な施設整備の点検と補修等の管理を行うこと。

（エ）災害対策のため防災・消防計画を策定し、関係機関と協議を行うとともに、防災訓練を実施し緊急時に備えること。

（オ）事故等の対応について、関係者を指揮し緊急に必要な措置を講じるとともに、速やかに市等関係機関に報告し、その指示に従うこと。

（カ）施設の管理業務日誌等諸帳簿を作成し、必要に応じて市に提出すること。

（キ）器具等を利用する利用者の安全確保及び機器等の適正な利用に供するよう器具の設置・片付け等を行うこと。

（ク）施設の錠の管理、施設の使用前後の開閉錠及び点検を行うこと。

（ケ）駐車場及び駐輪場の適正な管理を行うこと。

（コ）管理用品及び消耗品等を購入すること。

（サ）その他施設等の維持管理に必要な業務

ウ 有度山総合公園運動施設条例等に伴う事業内容の業務

（ア）静岡市有度山総合公園運動施設条例第 16 条に伴う事業内容の業務

a 公園施設としての事業の実施に関すること。

b 運動施設の利用の許可に関すること。

c 運動施設及び設備の維持管理に関すること。

d その他市長が必要があると認める業務

（イ）静岡市城北運動場条例第 18 条に伴う事業内容の業務

a スポーツ、レクリエーション等のための施設の提供に関すること。

b スポーツに係る教室の企画・運営に関すること。

- c 運動場の利用の許可に関する事。
- d 運動場の施設及び設備の維持管理に関する事。
- e その他市長が必要であると認める業務

(ウ) 静岡市スポーツ広場条例第 19 条に伴う事業内容の業務

- a スポーツ、レクリエーション等のための施設の提供に関する事。
- b スポーツ教室等の企画・運営に関する事。
- c 清水長崎新田スポーツ広場の利用の許可に関する事。
- d 清水長崎新田スポーツ広場の施設及び設備の維持管理に関する事。
- e その他市長が必要であると認める業務

エ 利用料金の徴収業務

有度山総合公園運動施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収は有度山総合公園運動施設条例等に基づき、適正に徴収すること。有度山総合公園運動施設等は利用料金制を採用するので、利用料金収入は指定管理者の収入とする。

また、教室など指定管理者が主催するソフト事業の実施に伴う収入も指定管理者の収入とする。これらの利用料金の取扱いについては、受払簿の作成、記入等により適正に管理すること。

オ 利用促進業務

- (ア) ホームページや SNS 等を活用し、積極的に広報を行う事。
- (イ) 利用促進のためのスポーツ行事等企画を行う事。

カ 教室、イベント等事業の実施業務

- (ア) スポーツ振興に係る事業の企画運営に関する事。
- (イ) スポーツ振興の啓発に関する事。

詳しくは、別紙 1 「施設を利用した各種催しの企画及び実施に関する業務」を参照すること。

(3) 第三者に委託することができる業務

次に掲げる施設、設備、機器等の維持管理に関する業務（設備の保守点検、修繕、清掃、警備等）については、第三者に委託することはできる。

委託に当たっては市の例に準じ、指定管理者と受託者の責任を明確化するとともに、公正で透明な手続により実施しなければならない。委託業者を選定する際は、市内業者の優先的な選定、官公需適格組合を含む中小企業者の受注機会の増大について可能な限り配慮されたい。

また、受託者から他の者への再委託はできない。第三者の使用は、全て指定管理者の責任において行い、当該第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害は指定管理者の責めに帰する。

なお、契約に当たっては静岡市暴力団排除条例により、暴力団及び暴力団員等と密接な関係を有する事業者は指定管理者からの委託を受けることができないため、指定管理者は、

委託先に対し「暴力団員に該当しないことの誓約書兼同意書」を提出するよう毎年度依頼し、その写しを提出すること。

詳しくは、別紙２「施設、設備、備品等の維持管理及び修繕に関する業務」及び別紙３「施設保守管理等仕様書」を参照すること。

ア 有度山総合公園運動施設の業務内容

- (ア) 機械警備業務
- (イ) 清掃業務
- (ウ) 消防設備保守点検業務
- (エ) 自家用電気工作物保安管理業務
- (オ) 芝生維持管理及び樹木等植栽管理業務
- (カ) 浄化槽維持管理業務
- (キ) その他必要となる業務

イ 城北運動場の業務内容

- (ア) 機械警備業務
- (イ) 清掃業務
- (ウ) 消防設備保守点検業務
- (エ) 建築設備等点検業務
- (オ) 樹木等植栽管理業務
- (カ) その他必要となる業務

ウ 清水長崎新田スポーツ広場の業務内容

- (ア) 機械警備業務
- (イ) 清掃業務
- (ウ) 消防設備保守点検業務
- (エ) 防火対象物点検業務
- (オ) 空調設備保守点検業務
- (カ) ３階体育室エアコンフィルター清掃業務
- (キ) 昇降機保守点検業務
- (ク) 自動開閉装置保守点検業務
- (ケ) 電動式収納ステージ点検整備業務
- (コ) 夜間照明電気保安業務
- (サ) 自家用電気工作物保安管理業務
- (シ) 建築設備等点検業務
- (ス) 草刈等維持管理業務
- (セ) 浄化槽維持管理業務
- (ソ) 貯水槽清掃業務
- (タ) その他必要となる業務

(4) 市民アンケート調査及び利用者満足度調査の実施

市民アンケート調査及び利用者満足度調査を年度ごとに実施し、分析を行って施設の管理運営に反映するとともに、その結果を事業報告（年度報告）の中で報告すること。

ア 市民アンケート調査（施設の利用者に限定しない調査）で施設の認知度調査等を毎年度実施し、管理運営に活かすこと。

イ 有度山総合公園運動施設等の利用者を対象とした利用者満足度調査を毎年度実施し、施設に対する満足度、利用者の実態等を調査し、管理運営に活かすこと。

ウ 調査項目、対象人数、回数、実施時期については、市と協議すること。

(5) 指定管理者による自己評価

毎年度終了後 1 か月以内に、市が行う年度評価と同様の方法により、当該年度の指定管理業務について自己評価を行い、次年度以降の指定管理業務の改善を図るとともに、その結果を事業報告（年度報告）の中で報告すること。

(6) 定期報告（月次報告）

指定管理者は、協定書で定める日までに次の事項を記載した前月分の月次報告書を提出することとする。

ア 施設利用状況（開場日数、稼働率、利用者数等）

イ 一般職員及び資格の必要な職員の配置状況（勤務実績）

ウ 業務実施状況（業務の名称、実施日、業務概要）

施設・設備の定期点検や第三者に委託した業務及び修繕の実施状況を含む。

エ その他指定管理業務の適切な実施を確認するために必要な事項

(7) 修繕の実施状況に関する協議

修繕業務の実施に当たっては、年度当初及び必要が生じた都度市と協議する。その際は、年度当初に各施設の修繕予算額報告書を、毎月の定期報告及び年度報告の際には修繕の実施結果が分かる資料（様式は任意）を提出すること。

(8) 事業報告（年度報告）

毎年度終了後 1 か月以内に次の内容を添付した事業報告書(様式第 22 号)を提出すること。

ア 管理業務の実施状況（事業計画との比較、修繕の実施状況）

イ 有度山総合公園運動施設等の各施設利用状況（利用者数、稼働率、目標との比較、利用拒否等の件数・理由等）

ウ 有度山総合公園運動施設等の各施設の指定管理業務収支状況報告書（様式第 23 号）

エ 財務諸表

オ 利用者からの意見、要望及び苦情の内容と対応状況

カ 利用満足度調査及び市民アンケート調査等の実施状況、考察（目標との比較）

キ 自己評価の結果

(9) 次年度以降の事業計画書等の作成

申請時に提案された事業計画を基本として、毎年度、市と調整を図った上で、次年度の事業計画書及び収支予算書を作成し、市が指定する期日までに提出すること。

(10) 障害者差別解消法への対応

公の施設の管理運営を行うことに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 8 条第 2 項に定める障害者への合理的配慮の提供については、「静岡市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」及び「障がいのある人への配慮マニュアル」に基づき、対応すること。

(11) 暴力団排除条例への対応

暴力団の利益になる利用や不当な行為を受けたときは、「静岡市暴力団排除条例運用の手引」に基づき対応を行うこと。

(12) マニュアルの整備

施設を安全に管理し、指定管理業務を適切に実施するため、市と協議を行い、事務処理マニュアル及び危機管理マニュアル（火災や地震、事務事故等の非常時における危機管理体制などについて規定）を作成すること。

(13) その他指定管理者が行わなければならない業務

ア 随時報告

事故や災害の発生のように緊急な事項や、指定管理者と金融機関の取引停止、指定管理者の法人格の変更に関わる事項など、指定管理の継続に影響がある事項については、随時報告を行うこと。

イ 協議の実施

指定管理者は、管理運営に関して、必要に応じ市と協議すること。

ウ 是正勧告

事業報告の検査の結果、指定管理者の業務が基準に満たしていないと判断した場合、市は是正勧告を行い、指定管理者は早急に改善を行う。改善がみられない場合、市は指定管理者に対する支払の停止、支払額の減額又は指定管理者への指定の取り消しなどの措置を行うことがある。

3 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで 5 年間

この期間は、静岡市議会での議決により決定する。

4 管理の基準等

(1) 開場時間等

開場時間及び休場日は、原則として以下のとおりとする。

ア 有度山総合公園運動施設

(ア) 開場時間

区 分		開場時間
テニスコート及びクラブハウス	4月1日～5月31日	午前9時から午後6時まで
	6月1日～7月31日	午前7時から午後7時まで
	8月1日～8月31日	午前7時から午後6時まで
	9月1日～9月30日	午前7時から午後5時まで
	10月1日～10月31日及び 2月1日～3月31日	午前9時から午後5時まで
	11月1日～翌年1月31日	午前9時から午後4時まで
ターゲットバードゴルフ・グラウンドゴルフ場		午前9時から午後5時まで

(イ) 休場日

12月29日から翌年の1月3日までの日

ただし、ターゲットバードゴルフ・グラウンドゴルフ場については、月曜日（当日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日以外の日）も休場とする。

(ウ) その他

指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て開場時間及び休場日を変更することができる。

イ 城北運動場

(ア) 開場時間

区 分		開場時間
テニス場及び運動広場	4月1日～5月31日、8月 1日～8月31日	午前9時から午後6時まで
	6月1日～7月31日	午前9時から午後7時まで
	9月1日～10月31日、2月 1日～3月31日	午前9時から午後5時まで
	11月1日～翌年1月31日	午前9時から午後4時まで
相撲場及びクラブハウス		午前9時から午後9時まで

(イ) 休場日

12月29日から翌年の1月3日までの日

(ウ) その他

指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て開場時間及び休場日を変更することができる。

ウ 清水長崎新田スポーツ広場

(ア) 開場時間

区 分		開場時間
テニスコート	4月1日～5月31日、8月1日～8月31日	午前9時から午後6時まで
	6月1日～7月31日	午前9時から午後7時まで
	9月1日～10月31日、2月1日～3月31日	午前9時から午後5時まで
	11月1日～翌年1月31日	午前9時から午後4時まで
テニスコート以外		午前9時から午後9時まで

(イ) 休場日

12月29日から翌年の1月3日までの日

(ウ) その他

指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て開場時間及び休場日を変更することができる。

(2) 使用許可等の基準

指定管理者は、施設利用の許可権を有し、利用内容が公共施設の目的に沿ったものであることを確認するとともに、利用の公平と平等を確保しなければならない。利用料金の減免基準、施設利用に係る審査基準と処分基準は、有度山総合公園運動施設条例等に基づき、施設利用に係る審査基準と処分基準は、当該処分の処分庁である指定管理者が、市と協議の上、定めることとする（優先利用に関する基準も同様。）。

また、この基準と標準処理期間を、静岡市行政手続条例第5条第3項及び同条例第6条の規定により、当該施設において公表する。

ア 利用の不許可

以下のいずれかに該当するときは、有度山総合公園運動施設等の利用を許可しないことができる。

(ア) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(イ) 有度山総合公園運動施設等の管理上支障があると認めるとき。

(ウ) (ア) 及び (イ) に掲げる場合のほか、条例及び規則に定められた事項に該当するなど、その利用を不相当と認めるとき。

イ 利用料金の減免

利用料金の減免に当たっては、減免基準を定め、適切な方法により利用者に通知すること。

また、以下の点に留意すること。

(ア) 市が公用のために利用するときは、利用料金を免除することを認めるものとする。

(イ) 静岡市スポーツ協会加盟の協会又は連盟が主催して行う年1回の市民大会（市民大会と銘打つ年齢別、男女別、中学校・高等学校別等それぞれの大会を含む。）においては、利用料金を免除することを認めるものとする。

- (ウ) 静岡市中学校体育連盟が主催して行う事業においては、利用料金を免除することを認めるものとする。
- (エ) 特別支援学校及び特別支援学級が教育活動又はこれに類する目的のために利用する場合は、利用料金を免除することを認めるものとする。
- (オ) 障害者（身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳、児童福祉法に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所において発行する療育手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳の各手帳の交付を受けた者をいう。）が利用する場合は、利用料金を減免することを認めるものとする。
- (カ) 特定医療費（指定難病）の支給認定を受けた者（難病の患者に対する医療等に関する法律に規定する特定医療費（指定難病）受給者証又は登録者証の交付を受けた者をいう。）が利用する場合は、利用料金を減免することを認めるものとする。
- (キ) 小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けた者（児童福祉法に規定する小児慢性特定疾病医療費受給者証の交付を受けた者をいう。）が利用する場合は、利用料金を減免することを認めるものとする。

（３）遵守すべき事項

指定管理業務の実施に当たっては、地方自治法、各施設の設置条例及び同施行規則などのほか、労働関係法令を遵守し、労働時間や労働賃金、雇用の形態など、適正な管理運営を行うこと。

- ア 地方自治法
- イ 静岡市有度山総合公園運動施設条例
- ウ 静岡市有度山総合公園運動施設条例施行規則
- エ 静岡市城北運動場条例
- オ 静岡市城北運動場条例施行規則
- カ 静岡市スポーツ広場条例
- キ 静岡市スポーツ広場条例施行規則
- ク 労働関係法令
- ケ その他関係法令

（４）文書の管理及び保存

指定管理業務の実施に当たり、次に掲げる帳簿等を備え、施設の適正な管理運営に努めること。

また、作成又は取得した文書等は、市の文書事務に関する諸規程に基づいて、別途文書管理に関する規程等を定め、適正に管理及び保存する。

- ア 管理に関する帳簿
 - （ア）事業日誌
 - （イ）施設運営に必要な諸規程

- (ウ) 年間事業計画及び事業実施状況表
- (エ) 職員に関する書類
- (オ) 設備及び備品に関する書類
- (カ) その他管理に必要と思われる帳簿及び書類等

イ 利用者に関する書類

- (ア) 各種施設管理に係る申請書
- (イ) その他必要と思われる書類等

ウ 会計経理に関する帳簿及び書類

- (ア) 収支予算及び収支決算に関する帳簿及び書類
- (イ) 金銭の出納に関する帳簿及び書類
- (ウ) 物品等の受払に関する帳簿及び書類
- (エ) 資金に関する帳簿及び書類
- (オ) その他必要と思われる書類等

エ その他管理運営業務に必要と思われる帳簿及び書類等

(5) 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについては、別紙4「個人情報の保護に関する取扱仕様書」に従って、十分注意すること。

また、「静岡市防犯カメラ等の個人情報の保護に配慮した設置及び運用に関する要綱」に従って、防犯カメラ等管理責任者を置くこと。

(6) 情報公開

指定管理業務を行うに当たり作成又は取得した文書等で、指定管理者が管理しているものの公開は、別途情報公開規定等を定めるなど適正な情報公開に努めること。

なお、収支状況報告書等の市に提出された文書については、指定管理者のノウハウ等であって、公にすることにより、当該申請団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、公開する場合がある。

(7) 施設管理におけるリスク分担

市と指定管理者のリスク分担は、別紙5「市と指定管理者のリスク分担表」のとおりとする。

ただし、当該分担表で定める事項で疑義がある場合又は当該分担表に定めのない事項については、市と指定管理者が協議の上、決定することとする。

(8) 災害時におけるリスク分担

ア 大規模災害以外の災害時のリスク分担、役割等

災害時及び緊急時における対応については、事業計画書に記載された内容及び各施設

の危機管理マニュアル等により実施するものとする。

イ 大規模災害時のリスク分担、役割等

本市における公の施設には地震・風水害等の大規模災害発生時において、避難所等として極めて重要な役割を担うことが想定されており、静岡市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に位置付けられている。

地域防災計画において有度山総合公園運動施設は動物救護センター、清水長崎新田スポーツ広場は地震緊急避難場所（一次避難地）として位置付けられているため、別途「災害時等における施設利用の協力に関する協定」を締結する。

また、協定締結後は「指定管理者災害対応の手引－指定管理者制度導入施設避難場所等災害対応マニュアル ひな型－」を参考に大規模災害時等の協力体制についてマニュアル等を整備すること。

なお、城北運動場は現段階では地域防災計画に位置付けのない施設であるが、今後地域防災計画において避難所等に位置付けられた場合は、同様の対応を行うものとする。

ウ 指定管理者は、災害時等の状況により、地域防災計画に定めのない事項について市から協力を求められた場合は、それに協力するよう努める義務を負うものとする。

（９）賠償責任と保険の加入

ア 賠償責任保険

指定管理業務の実施に当たり、市の責任に帰すべき理由による事故により第三者に与えた損害については、施設の設置者である市が賠償責任を負うが、指定管理者が行う管理に起因する事故により第三者に与えた損害については、指定管理者が賠償責任を負う。

このいずれの理由にもよらない事故により第三者に与えた損害については、その賠償責任について、両方で協議することとする。

また、指定管理者に起因する火災等による施設の損壊についても、市は、指定管理者に対して損害賠償を請求することができる。

以上のことから、指定管理者は、想定される損害賠償請求に対応できるよう任意の賠償責任保険に加入すること。

イ その他保険

その他必要に応じた保険に加入すること。

（10）備品

ア 施設備品

当該施設に必要不可欠な備品（施設備品）については市が用意する。市は、別表１「備品リスト」に記載のものを、無償にて貸与する。この場合、当該備品の所有権は市に帰属するため、備品台帳等による管理を徹底するなど、静岡市物品管理規則（平成15年規則第51号）等に基づき適正な管理に努めるとともに、指定期間が終了したときは、原状

回復し、市に返却すること。また、市の備品に破損、不具合等が生じた場合は、速やかに市へ報告すること。

施設備品について、新たな備品の購入や、経年劣化等により更新の必要が生じた場合は、予算の定める範囲において、市が必要と認めた場合に市が整備する。

また、市と協議の上、指定管理者の負担で施設備品の更新や購入を行うことも可能とする。この場合、当該備品の所有権は指定管理者に帰属するが、市との協議により市へ所有権を移転することを妨げない。

イ 事務用備品

当該施設の管理運営業務の遂行に当たり必要とする備品（事務用備品）については、指定管理者が費用を負担する。この場合、当該備品の所有権は指定管理者に帰属するが、市との協議により市に所有権を移転することを妨げない。

ウ 備品の適切な管理

備品の管理にあたっては、市の備品と指定管理者の備品が混同しないよう、備品シールを貼付するなどして適切に管理を行うこと。指定管理者の備品についても、備品台帳等による管理を行うなど、市の備品に準じた管理を行うよう努めること。

(11) 感染症への対応

施設の管理運営やイベント等の開催に当たっては、市と協議の上、必要な対策等を講じること。

5 管理体制（組織）

管理運営業務は、必要な有資格者及び経験者等、適正な職員を配置するとともに、管理運営を効率的に行うため適正な人数の職員を配置すること。

また、配置する人員の勤務形態は、労働関係法令を遵守し、労働時間や労働賃金、雇用の形態など、適正な管理を行うこと。

(1) 資格等

ア 甲種防火管理者の資格を有している者を清水長崎新田スポーツ広場へ配置すること。

イ 開場時間中は、全施設に普通救命講習修了者が常駐すること。

ウ その他施設管理に必要な資格を有していること。

(2) 人員

指定管理業務を円滑、安全に実施するため、次の人員を置く。

また、円滑な管理運営を行うに十分な知識と能力を有する職員を確保し、必要な組織体制を整えること。

ア 有度山総合公園運動施設、城北運動場及び清水長崎新田スポーツ広場の3施設を一体として管理運営をするため、3施設を代表する責任者（以下「責任者」という。）を施設職員の中から1人、責任者を補佐する者（以下「補佐」という。）を施設職員の中から1人以上選任すること。

イ 有度山総合公園運動施設及び清水長崎新田スポーツ広場には、常時2人以上配置する

こと。

ウ 城北運動場には、午前 8 時 30 分から午後 5 時までは常時 2 人以上、午後 5 時以降は常時 1 人以上配置すること。

ただし、テニスコートの閉場時間が午後 5 時以降の場合は、閉場時間までは常時 2 人以上、閉場時間以降は常時 1 人以上配置すること。

エ 施設開場時間中は責任者又は補佐のうち、必ず 1 人以上は従事していること。

オ 職員の勤務体制は、労働基準法等を遵守し、施設の管理運営に支障がないように配慮すること。

また、利用実態に応じた人員配置を行い、利用者の要望に応えられるものとする。

カ 教室等事業の企画、利用者への案内・安全確保、機械設備保守管理及び施設内外の清掃等、各種業務における責任体制を確立すること。

(3) 非常時の体制

自然災害、人為災害、事故及び自らが原因者・発生源になった場合等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態には、遅滞なく適切な措置を講じた上、市をはじめ関係機関に通報すること。

ア 危機管理マニュアルの作成

火災や地震、事務事故等の非常時における危機管理体制を整備するため、市と協議の上、危機管理マニュアルを作成する。

イ 防火管理者の権限

防火管理者は管理権原者（静岡市長）から次に掲げる権限が付与される。

(ア) 消防計画の作成、見直し及び変更に関する権限

(イ) 避難施設等に置かれた物を除去する権限

(ウ) 避難又は防災上必要な構造及び設備の維持管理に関する権限

(エ) 消火、通報及び避難訓練の実施に関する権限

(オ) 消防用設備等の点検及び整備の実施に関する権限

(カ) 不適切な工事に対する中断、器具の使用停止及び危険物の持ち込みの制限に関する権限

(キ) 収容人員の適正な管理に関する権限

(ク) 防火管理業務従事者に対する指示、監督に関する権限

(ケ) その他防火管理者の業務を遂行するために必要な権限

ウ 防火管理者の業務

防火管理者は次に掲げる業務を実施し、かつ、当該内容について十分な知識を有すること。

(ア) 消防計画の作成、見直し及び変更に関すること。

(イ) 避難施設等の管理に関すること。

(ウ) 消火、通報及び避難訓練の実施に関すること。

(エ) 消防用設備等の点検及び整備の実施に関すること。

(オ) 火器の使用等危険な行為の監督に関すること。

(カ) 収容人員の適正な管理に関すること。

(キ) 防火管理業務従事者に対する指示、監督に関すること。

(ク) その他防火管理者として行うべき業務に関すること。

エ AED研修会

AED（自動体外式除細動器）の操作方法習得のため、定期的に施設職員に対する研修を実施すること。

(4) その他

ア 事業計画書への明示

従事予定者や採用計画とともに、どのような業務をどのような体制で実施するのかを事業計画に明示すること。

イ 利用者数の実績

(人)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
有度山総合公園運動施設	51,752	50,364	48,047
城北運動場	45,952	44,442	44,524
清水長崎新田スポーツ広場	68,103	77,222	73,351

6 指定管理経費

(1) 指定管理料の上限額

指定管理者が静岡市体育館等の管理運営を行うために要する経費には、市からの指定管理料と利用料金収入を充てるものとする。

指定管理料の上限額は次のとおりであり、申請者はこの範囲内で提案すること。ただし、上限額は予算の議決により変更となる可能性がある。

なお、指定管理者が収入する利用料金の見込額（30,782 千円）や事業費収入（教室受講料等）の見込額（3,555 千円）は控除した金額となっている。

指定管理料上限額 48,101 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

(2) 賃金水準及び物価水準の変動への対応

指定管理経費のうち賃金水準や物価水準の変動による影響を受ける経費については、各水準を測る指標等に一定以上の変動がみられた場合に、2年目以降の指定管理料を変更する仕組みである「指定管理料スライド制度」を適用する。

ただし、指定管理料スライド制度の詳細については、別紙6「静岡市指定管理料スライド制度の手引」のとおりとし、スライド額の算出は、別紙7「指定管理料スライド額計算シート」によることとする。

<経費別積算額>

(千円)

	経費	積算額（消費税及び地方消費税を含む。）
賃金水準の変動に伴うスライド	① 常勤職員の人件費	27,473
	② 臨時職員の人件費	23,622
	③ 人件費に連動する管理費	5,109
物価水準の変動	④ 事業費	7,176

に伴うスライド	⑤ 施設費（光熱水費及び燃料費、キャッシュレス決済手数料を除く）	15,026
	⑥ 事業費・施設費（光熱水費及び燃料費、キャッシュレス決済手数料を除く）に連動する管理費	230

（３）積算経費

指定管理料の積算経費については、以下のとおりとする。

なお、年度ごとの業務に差異がない場合は、指定期間中の指定管理料の額は初年度の額を基本とし、「６（２）賃金水準及び物価水準の変動への対応」を行う場合や特別な理由がない限り変更や精算は行わない。

ただし、指定管理料には、有度山総合公園運動施設等敷地内に設置されている自動販売機等に係る光熱水費は含まない。

ア 人件費（法定福利費含む）

イ 管理費（福利厚生費、退職給付引当金繰入額等）

ウ 事業費（謝金、消耗品費、印刷製本費、使用料、手数料、通信運搬費等）

エ 施設費（消耗品費、印刷製本費、修繕費、通信運搬費、保険料、委託費、使用料、光熱水費、燃料費等）

カ 管理雑費

キ 消費税相当額

（４）指定管理者の収入

指定管理業務に係る収入については、以下のとおりとする。

ア 市からの指定管理料

イ 利用料金

ウ 事業費収入（教室受講料等）

（５）直近３年間の収支決算額 《参考：指定管理業務に係る直近３年間の収支決算額》

ア 指定管理業務に係る支出 (千円)

	令和４年度	令和５年度	令和６年度
人件費	36,305	36,967	37,751
管理費	2,733	2,883	2,747
事業費	16,251	17,068	16,211
施設費	21,961	20,112	21,245
管理雑費	0	0	0
消費税相当額	7,725	7,703	7,796
合計	84,975	84,733	85,750

※指定事業の見直しに伴い、事業費の収支決算額が積算金額に比べ大きく下回っている。

イ 指定管理業務に係る収入 (千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指定管理料	35,746	32,555	33,895
事業費収入	15,148	15,332	15,479
利用料金収入	32,852	32,845	32,367
雑収入	572	735	954
合計	84,318	81,467	82,695

なお、条例に定める利用料金の限度額と現在の利用料金については、別表2「利用料金の限度額と現在の利用料金」のとおり。

ウ 指定管理業務以外の収入 (千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
徴収事務委託料	252	252	307

(6) 利用料金の帰属

指定管理期間開始前に現指定管理者が販売した回数券や定期利用券の代金、事前予約により収納した利用料金は、現指定管理者の収入とする。

指定管理者は、これらの回数券や定期利用券、利用料金が事前収納された予約の利用があったときは、サービスの提供を行わなければならない。

なお、この取扱いは次回更新時も同様とする。

(7) 支払方法

指定管理料は概算払いとし、年4回の分割払いとする。

支払期限については、協定書で定める期日までに協定書で定める金額を指定管理者の請求に基づいて支払う。

(8) 光熱水費等（電気料金、ガス料金、水道料金、燃料費）の精算

ア 光熱水費及び燃料費の取扱い

価格が安定するまでの間、光熱水費及び燃料費は、基準額と各年度の実績額を比較し、各年度協定期間終了後に当該差異を生じた額について精算を行う。ただし、基準額は、募集時に市が提示した光熱水費及び燃料費の積算額に指定管理料上限額に対する請負率を乗じて得た額とする。

光熱水費及び燃料費の積算額 6,565千円（消費税及び地方消費税を含む。）

イ 光熱水費及び燃料費の精算方法

(ア) 当該年度光熱水費及び燃料費の実績額が、光熱水費及び燃料費の基準額を上回る場合 市は、指定管理者に、実績額が基準額を上回る金額を通常払で支払う。

(イ) 当該年度光熱水費及び燃料費の実績額が、光熱水費及び燃料費の基準額に満たない場合 指定管理者は、市に、実績額と基準額の差額を返還する。

(9) キャッシュレス決済手数料の精算

ア キャッシュレス決済手数料の取扱い

キャッシュレス決済手数料は、基準額と各年度の実績額を比較し、各年度協定期間終了後に当該差異を生じた額について精算を行う。ただし、基準額は、募集時に市が提示したキャッシュレス決済手数料の積算額に指定管理料上限額に対する請負率を乗じて得た額とする。

キャッシュレス決済手数料の積算額 674千円（消費税及び地方消費税を含む。）

イ キャッシュレス決済手数料の精算方法

(ア) 当該年度キャッシュレス決済手数料の実績額が、キャッシュレス決済手数料の基準額を上回る場合

市は、指定管理者に、実績額が基準額を上回る金額を通常払で支払う。

(イ) 当該年度キャッシュレス決済手数料の実績額が、キャッシュレス決済手数料の基準額に満たない場合

指定管理者は、市に、実績額と基準額の差額を返還する。

(10) 施設の改修及び設備等の更新に伴う契約変更

施設の改修工事や設備の更新等が行うときは、利用調整をする等、その実施に協力しなければならない。

なお、改修等の結果、指定管理料の算定に差異が生じることとなった場合は、市と指定管理者で協議の上、契約を変更することができる。

また、変更契約により指定管理料の精算が生じた場合は、市及び指定管理者は速やかに精算をすること。

(11) 指定管理業務を対象とした国庫補助金等の取扱い

指定管理業務の実施に当たり、指定管理者が受けることのできる国や地方公共団体、独立行政法人等の補助制度があるときは、これを積極的に活用していくこと。

ただし、指定管理業務を対象として国庫補助金等の交付を受けた場合は、同一の業務に対して指定管理料と国庫補助金等の両方が重複して収入されることになるため、精算等の手続が必要となる場合がある。

したがって、国庫補助金等の申請を行う際は必ず事前に市に報告し、その取扱い方法について協議を行うこと。

(12) その他

ア 指定管理者は、管理運営にかかる経理事務を行うに当たり、会計処理の透明性確保の観点から、自身の団体と独立した会計帳簿書類及び経理規程を設けなければならない。

イ 指定管理者は、本事業に関連する出入金の管理を、自身の団体の銀行口座とは別の口座で管理しなければならない。

なお、指定管理者が当該施設の管理運営のために使用する預金口座は、1施設当たり

1口座を原則とする。

7 その他

(1) 事務引継

指定期間が終了し、指定管理者が交代する際は次の指定管理者の候補者が円滑かつ支障なく、運営管理業務を実施することができるよう、必ず引継ぎを行わなければならない。

また、初回の引継ぎでは、市が立ち会った上で引継ぎの日程や方法、項目を決定するものとする。

なお、引継ぎに係る経費は候補者が負担するが、静岡市議会で指定管理者の指定議案が否決された場合には、それまでに負担した準備経費等は補償しない。

(2) 文書引継

指定管理者が指定管理業務を実施する上で作成した文書、収集した文書等については、市に引き継ぐものとする。

なお、市は必要に応じて次期の指定管理者に当該文書を引き継ぐ。

(3) 利用料金の決定

利用料金は、指定管理者が静岡市有度山総合公園運動施設条例別表、静岡市城北運動場条例別表及び静岡市スポーツ広場条例別表に定める利用料金の限度額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定めることとする。

なお、市の施策その他の事情により利用料金の上限額を見直す必要が生じた場合には、市は当該上限額を改定する。

(4) 目的外使用許可等

電柱等の設備の設置許可については、指定管理者の業務範囲外であるため、市が行政財産の目的外使用許可等を行い、使用料を徴収するものとする。

また、自動販売機の設置は目的外使用許可ではなく、市が貸付により直接行うこととし、その貸付料は市の収入とする。

なお、事業者については市が一括して公募する。(自動販売機の光熱水費及び維持管理費においては、設置業者から直接その経費を収受するものとする。)

その他、売店等の業務については、指定管理者が目的外使用許可を得て行うことができる。施設の目的外使用をする場合は、毎年度、市に対して目的外使用許可申請をしなければならない、使用料の支払いが必要となる。

(5) 市主催事業等への協力

ア 市が主催する事業等は優先的に実施できるよう市と協議すること（貸館、広報物の掲示等含む。）。

イ 類似公共施設の広報物の掲示等、PRの相互協力を行うこと。

ウ 市が行う防災訓練や災害時の対応に協力すること。

(6) 監査への協力

市の監査委員による監査及び外部監査人による監査の対象となった場合には、積極的に協力しなければならない。

また、監査委員等が市の事務を監査するために必要があると認める場合、市は帳簿書類その他の記録を指定管理者に提出させるとともに、監査会場への出席を求め、実地に調査することができる。

(7) 原状回復

指定期間の満了や指定取消があった場合には、市が認める場合を除いて、当該施設を速やかに原状に回復しなければならない。

(8) 大規模修繕等の予定

予定無し

(9) 法改正等に伴う光熱水費の購入方法の見直しについて

電力・ガスの小売全面自由化に伴い、電力会社・ガス会社や料金メニューを自由に選択することが可能となったことから、指定管理者は積極的に購入方法の見直しを行い、経費節減等に努めること。

ただし、購入方法を変更した日から1年間の電気料・ガス料金の実績と、前年の同期間における電気料・ガス料金の実績との間に10%以上の変動があった場合には、その10%を超える部分について精算を行うこととする。精算方法等については別途市と協議の上決定する。

なお、見直しに当たっては以下の点に留意すること。

ア 契約しようとする電力会社・ガス会社が、小売電気事業者・小売ガス事業者として経済産業省の登録を受けていること。

イ 指定管理者と電力会社・ガス会社の間で、事故発生時等の緊急対応の体制が整備されていること。

ウ 相手方との契約期間は指定期間内とすること。

(10) 適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応について

利用料金等（指定事業・自主事業による収入を含む）を徴収した相手方から適格請求書（インボイス）の交付を求められた場合、指定管理者はインボイスを交付する。

なお、交付したインボイスの写しは7年間保存しておくこと。

(11) 静岡市スポーツ施設に係る直営施設への対応について

土日祝日の開場時間中に、静岡市スポーツ・生涯学習施設予約システムを利用した静岡市スポーツ施設に係る直営施設の予約情報の編集、利用方法等の案内について、市と協議の上対応すること。

(12) 「（仮称）しずおか地域クラブ活動」への協力について

指定管理者は、令和9年9月から実施予定の「（仮称）しずおか地域クラブ活動」が地域におけるスポーツ振興に資するものであることを踏まえ、公共施設としての社会的役割を担い、今後策定される「（仮称）しずおか地域クラブ活動推進方針」に沿って協力するものとする。

(13) 指定の取消等

ア 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化した場合及び指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、市は指定を取り消すことができる。この場合に生じた損害は指定管理者が市に賠償するものとする。

イ 指定管理者が市の指示に従わないときは、その指定の取消し又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

ウ 不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難になった場合には、市と指定管理者の間で協議を行い、その結果事業の継続が困難と判断した場合は、市はその指定を取り消すことができる。

エ ア、イ及びウのほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、双方が誠意を持って協議する。

市と指定管理者のリスク分担は、別紙5「市と指定管理者のリスク分担表」のとおりとする。

(14) その他

ア 職員の指導監督を行うとともに、職員の資質を高めるため、研修を実施するなど施設の管理運営に必要な知識と技術の習得に努めること。

イ 利用者のニーズ、情報等を把握し、サービスの向上に努めること。

(15) 協議

この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理に関し疑義が生じた場合には、市と指定管理者と協議して決定する。

別紙 1 施設を利用した各種催しの企画及び実施に関する業務

有度山総合公園運動施設等の設置目的を達成し、施設の利用率を高めるために、以下に掲げた事業を実施すること。また利用者のニーズに応じた教室等の各種自主事業を積極的に実施すること。

なお、以下 1、2 による事業の区別をし、記録（帳簿等）簿の作成をすることとする。

1 市の施策により実施する教室等（以下「指定事業」という。）

指定事業は、市のスポーツ推進計画に沿った事業である。事業内容においては、年度開始前の市が指定する日までに、実施計画書を提出した後、教室等の内容、参加料、回数、区分等について協議し、承認を得て実施すること。

※開催回数は、最低限実施する回数となっている。

項目	対象者	開催施設	開催回数
子どものスポーツ活動の推進	（第 2 期静岡市スポーツ推進計画	基本方針 1 施策の柱 1	基本施策①）
1 子どもの運動機能向上教室	小学生以下	①有度山 ②長崎新田	①16 ②48
2 子どもの水泳能力向上教室	小学生以下	—	—
3 親子の運動教室	未就学児と親	長崎新田	48
4 子どものスポーツ体験教室	小学生以下	①有度山 ②長崎新田 ③城北	① 4 ②12 ③ 4
障がいのある人のスポーツ活動の推進	（第 2 期静岡市スポーツ推進計画	基本方針 1 施策の柱 1	基本施策④）
1 ユニバーサルスポーツ教室	障がいのある人・健常者	長崎新田	16
2 ユニバーサルスポーツイベント	誰でも	—	—
多様な世代で楽しむスポーツ活動の推進	（第 2 期静岡市スポーツ推進計画	基本方針 1 施策の柱 1	基本施策⑤）
1 市民の健康維持教室	18 歳以上	①有度山 ②長崎新田	①16 ②48

2 市の施策に準じて実施する教室等（以下「自主事業」という。）

施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、有度山総合公園運動施設等の事業目的達成、活性化のため、指定管理者の責任と費用により自主事業を実施することができる。

自主事業の実施に当たっては、教室等の目的や対象、内容等に沿った受講料金を設定することができるものとする。

また、120 回分の自主事業は、施設利用料を免除することができる。ただし、施設の設置目的に合致する内容や市スポーツ推進計画等に沿った内容に限る。なお、自主事業の実施において、損失が生じた場合、市は補填を行わない。

自主事業の計画に当たっては、年度当初の事業計画に盛り込むこと。なお、年度途中で新たな事業の実施に当たっては、市と協議すること。

自主事業の企画・実施に当たっては、利用者の要望・意見に配慮するとともに、施設の他の利用者にも配慮すること。

3 著作権について

指定・自主事業等の遂行に伴い使用する音楽等において、著作権法等関係法令を遵守し、指定管理者が申請を行い、費用についても指定管理者の負担とする。

別紙2 施設、設備、備品等の維持管理及び修繕に関する業務

敷地内の全ての施設設備の運転と保守管理を行うとともに、効率的な運営を図り環境負荷を低減させること。

1 施設が保有している一般的な諸設備全般の運転と保守管理

(1) 警備業務

施設内の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境を確保するとともに、異常を発見した場合は直ちに適切な措置を講じること。

(2) 清掃業務

良好な衛生環境、美観の維持に心がけ、公共施設として快適な空間を保つために必要な清掃業務を実施すること。

ア 日常清掃

清掃の実施頻度等その内容については、指定管理者が施設の利用頻度等に応じて適切に設定すること。衛生消耗品類は、常に補充された状態にすること。

イ 定期清掃

床洗浄ワックス塗布等については、指定管理者が施設の利用頻度等に応じて定期的に行うこと。

ウ 特別（臨時）清掃

指定管理者は、日常清掃及び定期清掃のほかに、必要に応じて清掃を実施し、施設の適切な環境衛生、美観の維持に努めること。

(3) 消防設備保守点検業務

施設内の消防設備の保守管理を適正に行うことにより、火災発生の予防に努め、異常を発見した場合は直ちに適切な措置をとるなど、適法性及び各設備機器の耐久性を確保するため、消防法等の関係法令に基づき点検を行うこと。機器点検は6か月に1回、総合点検は年1回実施すること。

(4) 空調設備保守点検業務

最良の稼動状況を確保するため、保守点検、フィルター点検清掃を行い、故障の防止に努めるとともに、万一異常若しくは異常を予見した場合は、適切な措置をとること。また、保守整備とともに、必要に応じて機器部品の補充、交換、機器設備の調整を行うこと。

(5) 昇降機保守業務

建築基準法等に基づき、定期的に機械装置の細部を調査し、昇降機が常に安全で良好な運転状態を維持するよう、清掃、給油、調整その他適切な措置を講じ、予防保全的措置を講ずること。また、機器の故障等については、速やかに復旧できる体制を整えること。保守点検は1か月に1回、定期検査は年1回実施し、定期検査の点検結果を静岡市に提出すること。（部数2部）なお、保守点検の記録は3年以上保存すること。

(6) 自動開閉装置保守業務

ア 施設の利用に支障のないよう適切な機械各部及び付属機器の点検調整業務を行い、故障の防止に努めるとともに、万一異常もしくは異常を予見した場合は、適切な措置をとること。

イ 点検整備とともに、必要に応じて機器部品の補充、交換、機器設備の調整を行うこと。

(7) 電動式収納ステージ点検整備業務

保守点検は5年に1度実施することとし、指定期間内における実施時期は令和10年度とする。

ア 施設の利用に支障のないよう適切な機械各部及び付属機器の点検調整業務を行い、故障の防止に努めるとともに、万一異常もしくは異常を予見した場合は、適切な措置をとること。

イ 点検整備とともに、必要に応じて機器部品の補充、交換、機器設備の調整を行うこと。

(8) 自家用電気工作物保安管理業務

ア 指定管理者を「経済産業省主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」1.(2)に規定の「みなし設置者」とする。なお、みなし設置者に関する必要な事項は次のとおりとする。

(ア) みなし設置者は、当該自家用電気工作物の維持・管理の主体であって、当該自家用工作物について、電気事業法第39条第1項(自家用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物を経済産業省令で定める技術基準に適合するように維持管理しなければならない。)の義務を果たす責任を有する。

(イ) 自家用工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するにあたり、主任技術者として選任する者の意見を尊重すること。

(ウ) 自家用工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、主任技術者として選任する者がその保安のためにする指示に従うこと。

(エ) 主任技術者として選任する者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実にを行うこと。

(オ) 事故・故障の発生や発生する恐れがある場合、主任技術者の指示を受け、送電停止、電気工作物の切り離し等、必要な措置をとる権限を有する。

(カ) 事故・故障の原因が判明した場合、同様の事故・故障を再発させないための対策について、乙は、技術基準に適合させるために必要な措置をとらなければならない。

(キ) 技術基準維持のための措置は、指定管理者が判断し、速やかに実施するものとする。

(ク) みなし設置者ができる手続きは次のとおりとする。

a 保安規程の届出

b 電気主任技術者の選任

イ 電気事業法に基づき、電気工作物の維持運用について、定期的な点検、測定

及び試験を行うこと。

(9) 建築設備等点検業務

建築基準法に基づく以下の定期点検を実施し、点検結果を静岡市に提出すること（部数2部）。

ア 建築設備定期点検

建築基準法第12条第4項の規定に基づき、建築物の建築設備（昇降機を除く。）の定期点検を年1回実施すること。

イ 特殊建築物等定期点検（清水長崎新田スポーツ広場、城北運動場相撲場）

建築基準法第12条第2項の規定に基づき、特殊建築物等の定期点検を3年に1度実施することとし、指定期間内における実施時期については、清水長崎新田スポーツ広場は令和9年度及び令和12年度、城北運動場相撲場は令和10年度とする。

(10) 浄化槽維持管理業務

浄化槽法等の関係法令に基づき、機能維持のための保守点検を定期的に行うこと。また、水質悪化予防のため年1回以上清掃を行い、指定検査機関の法定検査を受けること。

(11) 貯水槽清掃業務

水道法等の関係法令に基づき、貯水槽の清掃、消毒及び関連機器の点検、検査を年1回以上行うこと。

(12) フロン排出抑制法に基づく点検

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」の規定に該当する設備については法令に基づき、定期的に点検を実施すること。点検の結果、フロン類の漏えいや故障が確認された場合は、速やかに適正な措置を講ずること。また、点検や修繕実施状況、充填・回収したフロン類の情報等について記録を作成し、機器を廃棄するまで保存すること。フロン充填・回収作業をした場合は、充填量及び回収量が確認できる書類（証明書等）を静岡市に提出すること。

ア 対象機器 第一種特定製品

イ 簡易点検 全ての第一種特定製品を対象とし、機器の外観確認等により点検を実施すること。点検は3か月に1回以上実施すること。

ウ 定期点検 一定規格以上の機器については、冷媒フロン取扱技術者、高圧ガス製造保安責任者等の有資格者により直接法や間接法による方法で、機器ごとに定める期間に1回以上の点検を実施すること。

2 屋外の構築物等の保守管理

(1) 植栽管理業務

ア 樹木、植え込み等の管理にあつては、利用者の安全を確保することはもとより、病虫害防除や施肥の実施、樹木の剪定等は、もっとも適切な時期や方法を選び管理する。なお、樹木の伐採等やむを得ない場合は、市と協議し決定する。

イ 幼木等には八つ掛け支柱を設置するなど生育に配慮し、また、危険防止のた

めに枯損木や枯れ枝は早期発見し、除去を行う。

ウ 草刈、抜根は、樹木、株物等を損傷しないよう、適切に行う。

エ 花壇等の管理は、草花が発育良好で病害虫に犯されていないものとし、施設の修景上適切な管理を行う。

(2) 芝生維持管理業務

(有度山総合公園運動施設のグラウンドゴルフ場、ターゲットバードゴルフ場)

ア 利用者が、快適にプレー出来るよう、良好な景観を維持し芝等の育成にも留意した管理を実施すること。

イ 芝生の刈り込みは、適時実施するものとし、必要に応じて、エアレーション、目土かけ、ブラッシング、補植、養生、かん水を行うこと。

ウ 業務を行う際は、樹木、施設等を傷つけないように注意して、刈り残しやムラが生じないように均一に刈り込み、あわせて雑草も除去し刈り草は放置せず速やかに回収をすること。

(3) 駐車場管理業務

駐車場及び駐輪場の管理を行うこと。各競技大会やイベント開催等により混雑が予想される場合、周辺道路への不法駐車を監視し、周辺住民に迷惑をかけることがないように十分配慮し、必要に応じて車両の誘導を行う。

(4) 危険防止のため、スズメバチなど蜂の巣撤去を適切に実施すること。

(5) 有度山総合公園運動施設周辺住民と良好な関係を保てるよう、施設内の竹林、雑木林等の伐採を適宜行うこと。

3 備品等の管理

(1) 設備維持用消耗品

施設の運営に支障をきたさないよう必要な設備維持消耗品を適時購入し管理を行い、不具合の生じたものについては随時更新する。

(2) 備品

市の備品については、静岡市物品管理規則（平成 15 年静岡市規則第 51 号）及び関係例規に基づき適切に管理すること。

(3) A E D（自動体外式除細動器）について

A E Dの動作状況について、日常的に確認し記録すること。不具合を発見した場合は速やかに静岡市及びA E D設置業者に連絡すること。

A E Dの消耗品は静岡市が購入し提供するため、バッテリー、パッド等に不足が生じた場合は速やかに静岡市に連絡すること。

4 その他施設の管理に関する留意事項

健康増進法施行に伴う受動喫煙防止対策に基づき、施設外敷地内に喫煙場所を設定しているが、本市は敷地内禁煙を推進していることから、今後、敷地内禁煙に向けて協議をしていく。

5 環境に対する取り組み

静岡市の環境マネジメントシステムに基づき、環境改善活動に取り組んでいることから、環境負荷の低減対策を実行するなどの環境に配慮した施設管理を行うこと。

別紙 3 施設保守管理等仕様書

有度山総合公園運動施設

①『有度山総合公園運動施設機械警備業務』

1 警備対象物件

静岡市駿河区小鹿1883番地の4

有度山総合公園運動施設 クラブハウス

2 警備の方法

(1) 機械警備

(2) 警備業務のために必要な機械、機器、その他の器具等は、すべて受託者の負担とする。

3 業務内容

防犯、火災の機械警報警備業務

4 警備時間

毎日、条例で定める閉場時間から翌日午前8時30分までとする。ただし、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）は、午前8時30分から翌日午前8時30分までとする。

5 報告事項

各月の警備状況の結果について報告書を提出すること。

②『有度山総合公園運動施設清掃業務』

1 作業内容（清掃基準表は別表のとおり）

（１）日常清掃（原則として年末年始（12月29日から翌年１月３日まで）を除き毎日清掃する。）

ア 日常清掃は、１回以上ほうき、モップ等を利用して清掃すること。

イ トイレトペーパー、石鹸、汚物処理袋等委託者が供給するものは、常時補給、取り替えを行うこと。

ウ 清掃して出たごみは、所定の場所に処理すること。

エ 清掃中に不用品と思われる物品が置かれている場合は、施設担当者に聞き、不用であることが判明したときは、施設担当者の指示により処理すること。

（２）定期清掃

ア 清掃器具を使用し、洗床、ワックス塗布を年１回以上（７月）実施すること。

イ 日常で行き届かないところ、汚れのひどいところは年６回（２か月に１回）以上念入りに行うこと。

ウ 窓ガラスクリーニングを年１回以上（７月）実施すること。

（３）臨時清掃

行事等が行われ、その必要性が生じた場合は、臨時清掃すること。

2 作業時間

作業時間は原則として午前８時30分から午後５時までの間に清掃すること。

3 報告事項

（１）作業中に誤って市の財産に損害を与えたときは、速やかに施設担当者に報告すること。

（２）作業中に器物の損傷を発見したときは、速やかに施設担当者に報告すること。

（３）作業の主任者は、毎日作業終了後、当日の状況を施設担当者に報告すること。

4 作業上の留意事項

危険作業に従事する作業員の安全管理には特に留意すること。

別表 作業基準表

場 所	材 質 等	作業面積 数量	日常清掃	定期清掃
			作業内容	作業内容
クラブハウス				
ホール・廊下	リサイクルタイル 300 角	29.10	拭き	洗淨
多目的ホール	フローリング	51.31	掃き	洗淨・ワックス
多目的室	フローリング	34.15	掃き	洗淨・ワックス
事務所	フローリング	24.57	掃き	洗淨・ワックス
湯沸し室	塩ビシート	4.14	掃き・拭き	洗淨・ワックス
男子トイレ	リサイクルタイル 100 角	11.03	掃き・拭き	洗剤洗い
便器	大 2 小 3	5.00	洗い	専用洗剤洗い
洗面台	流し 2 鏡 2	4.00	洗い（流し）拭き（鏡）	専用洗剤洗い（流しのみ）
女子トイレ	リサイクルタイル 100 角	11.32	掃き・拭き	洗剤洗い
便器		3.00	洗い	専用洗剤洗い
洗面台	流し 2 鏡 2	4.00	洗い（流し）拭き（鏡）	専用洗剤洗い（流しのみ）
多目的トイレ	塩ビシート	6.21	掃き・拭き	洗淨・ワックス
便器		1.00	洗い	専用洗剤洗い
洗面台	流し 1 鏡 1	2.00	洗い（流し）拭き（鏡）	専用洗剤洗い（流しのみ）
男子更衣室	塩ビシート	17.03	拭き（水拭きモップ）	洗淨・ワックス
洗面台	流し 3 鏡 3	3.00	洗い（流し）拭き（鏡）	専用洗剤洗い（流しのみ）
女子更衣室	塩ビシート	17.03	拭き（水拭きモップ）	洗淨・ワックス
洗面台	流し 3 鏡 3	3.00	洗い（流し）拭き（鏡）	専用洗剤洗い（流しのみ）
男子前室	塩ビシート	3.93	拭き（水拭きモップ）	洗淨・ワックス
女子前室	塩ビシート	3.93	拭き（水拭きモップ）	洗淨・ワックス
男子シャワー室	タイル 100 角	9.39	拭き（水拭きモップ）	洗淨
女子シャワー室	タイル 100 角	9.39	拭き（水拭きモップ）	洗淨
窓ガラス		41.80	天窓除く	洗淨（スクイジー）
ごみ処理			カート	
ポーチ	木	43.61	掃き	
裏出口	木	0.82	掃き	
公園トイレ				
男子トイレ	リサイクルタイル 100 角	14.01	掃き・拭き	洗剤洗い
便器	大 2 小 3	5.00	洗い	専用洗剤洗い

洗面台	流し 2 鏡 2	4.00	洗い（流し）拭き（鏡）	専用洗剤洗い（流しのみ）
女子トイレ	リサイクルタイル100角	15.93	掃き・拭き	洗剤洗い
便器		3.00	洗い	専用洗剤洗い
洗面台	流し 2 鏡 2	4.00	洗い（流し）拭き（鏡）	専用洗剤洗い（流しのみ）
多目的トイレ	リサイクルタイル100角	6.02	掃き・拭き	洗剤洗い
便器		2.00	洗い	専用洗剤洗い
洗面台	流し 1 鏡 1	2.00	洗い（流し）拭き（鏡）	専用洗剤洗い（流しのみ）
手・足洗い		1.00	洗い	
トイレホール	インターロッキングブロック	21.50	掃き	
トイレ周囲	インターロッキングブロック	165.50	掃き	
駐車場トイレ				
男子トイレ	リサイクルタイル100角	11.88	掃き・拭き	洗剤洗い
便器	大 1 小 1	11.88	洗い	専用洗剤洗い
洗面台	流し 2 鏡 2	3.00	洗い（流し）拭き（鏡）	専用洗剤洗い（流しのみ）
女子トイレ	リサイクルタイル100角	4.00	掃き・拭き	洗剤洗い
便器		12.96	洗い	専用洗剤洗い
洗面台	流し 2 鏡 2	2.00	洗い（流し）拭き（鏡）	専用洗剤洗い（流しのみ）
多目的トイレ	リサイクルタイル100角	4.00	掃き・拭き	洗剤洗い
便器		5.75	洗い	専用洗剤洗い
洗面台	流し 2 鏡 2	2.00	洗い（流し）拭き（鏡）	専用洗剤洗い（流しのみ）
トイレホール	リサイクルタイル100角	4.00	掃き・拭き	洗剤洗い

③『有度山総合公園運動施設消防設備保守点検業務』

1 内容

- (1) 機器点検 年2回(8月、2月に実施)
- (2) 総合点検 年1回(2月に実施)
- (3) 点検内容

有度山総合公園運動施設クラブハウス内に設置されている消火器設備、自動火災報知設備、配線

2 点検事項

(1) 消火器設備

設置状況、消火器本体の損傷等の点検を行う。

粉末消火器	3本
-------	----

(2) 自動火災報知設備

受信機、送信機、感知器、音響装置、常用電源及び予備電源並びに関連機器の点検を行う。

受信機P型2級	1台		
差動式スポット型感知器2種	8ヶ	報知ベル(警備用兼用)	1ヶ
定温式スポット型感知器1種防水	1ヶ	常用電源(交流電源)	1式
光電式スポット型煙感知器2種	1ヶ	予備電源(蓄電池)	1式
加入回線送信機	1台		

(3) 配線

消防用設備の配線の点検を行う。

配線	1式
----	----

3 特記事項

- (1) 有度山総合公園運動施設クラブハウス内に設置されている消防用設備が正常に作動するように点検整備を行う。
- (2) 点検は、施設担当者と事前に協議し、業務に支障をきたさないように行うこと。
- (3) 本点検委託の保証期間は、機器点検後6か月、総合点検後6か月とする。また、保証期間内に故障等連絡があった場合は速やかに点検を行うこと。
- (4) 機器点検、総合点検終了後は、速やかに点検報告書を提出すること。

④『有度山総合公園運動施設自家用電気工作物保安管理業務』

1 保安管理業務施設

静岡市駿河区小鹿1883番地の4

有度山総合公園運動施設 高圧受電設備容量 105kVA

2 検査員の資格

保安管理業務を実施する者には、電気主任技術者免状の交付を受けている者をもってあて
るものとする。

3 保安管理業務の内容

電気工作物の点検・測定及び試験は、別表「点検・測定及び試験の基準」のとおり行い、
技術基準の規定に適合しない事項がある場合には、受託者は、必要な指導又は助言を行うも
のとする。

(1) 毎月点検は、施設の点検・測定及び試験を毎月1回行うものとする。

(2) 総合点検は、施設の点検・測定及び試験を年1回行うものとする。

(3) その他必要に応じて施設の点検・測定及び試験を行うものとする。

4 点検結果の報告

電気工作物の点検を実施したときは、その結果を点検記録表に記載し確認を得ること。

5 記録の保存

電気工作物の工事・維持及び運用に関する以下の記録等を双方で定めた期間保存するもの
とする。

(1) 巡視・点検・測定及び試験の記録

(2) 電気事故に関する記録

(3) 市は主要電気機器の重要な補修記録

(4) その他必要な書類

6 その他

本仕様書は基本的な事項を定めたものであり、上記のほか特別に協定すべき補足事項が生
じたときは、その都度、双方協議の上、取り決めるものとする。

【保安管理業務の細目及び基準】

1 保安管理業務の内容

(1) 受託者（以下「乙」という。）が受託して実施する保安管理業務は次によるものとしま
す。

ア 定例の保安管理業務は次の各号によるものとします。

(ア) 定期的な点検、測定及び試験(具体的基準は、別に定める「点検、測定及び試験の基
準」による。)を行い、経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）
の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは、必要な指導、助言を行
います。

- (イ) 電気工作物の設置又は変更の工事の設計審査について、委託者（以下「甲」という。）の通知を受け必要な指導、助言を行います。
- (ウ) 電気工作物の設置又は変更の工事期間中は、甲の通知を受け、毎週 1 回工事期間中の点検（具体的基準は、別に定める「工事期間中に関する点検の基準」による。）を行い、技術基準の規定に適合しない事項がある場合には、必要な指導、助言を行います。ただし、内燃力発電所、ガスタービン発電所、太陽電池発電所及び風力発電所については、経済産業省告示第 249 号第 4 条の規定により点検は行わないものとします。
- (エ) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合において、甲若しくは電気事業者より通知を受けたときは、電話により、又は出向して事故原因の探求に協力し応急措置を指導し、再発防止につきとるべき措置を指導し、助言を行います。この場合は、甲は乙が応急措置の指導を行うための判断に役立てるため、電気事故の発生箇所、異常の状況等を適切に乙に連絡するものとします。
- (オ) 電気事業法に規定する電気事故報告が必要と認められるときは、電気事故報告書の作成指導及び手続の指導を行います。
- (カ) 乙が点検の際、電気工作物に異常が発生又は発生するおそれのある場合を発見したときは、必要に応じ臨時点検を行います。
- (キ) 電気事業法に規定する立入検査には、その都度甲の通知を受け、乙の保安業務担当者等を立ち合わせます。
- (ク) 変圧器、電力用コンデンサ、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断機、中性点抵抗器、避雷器及び OF ケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するか確認を行います。
- (ケ) 小出力発電設備（太陽電池）を有料にて点検する場合並びに太陽電池発電所の定期的な点検、測定及び試験は、別表「太陽電池発電設備の点検、測定及び試験の基準」により行います。

イ 定例外の保安全管理業務は次の各号によるものとします。

- (ア) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成指導及び手続の指導を行います。
- (イ) 電気工作物の設置又は変更の工事について竣工検査を行い、必要な指導、助言を行います。
- (ウ) 前各号のほか甲の申し出による点検業務、技術業務及びその他業務を行います。
- (2) 次のいずれかに該当する電気工作物の点検、測定及び試験については、甲は甲の負担において電気工事業者又は電気機器製造業者等に依頼して行うものとします。この場合において、甲の申し出がある場合又は点検の際に乙が必要と認めた場合には、電気工作物の保安について、乙は指導、助言又は協議を行うものとします。

ア 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物（例えば、次の（ア）から（オ）までのいずれかに該当する自家用電気工作物）

(ア) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 12 条第 3 項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備

(イ) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 17 条の 3 の 3 の規定に基づき、消防設備士免

- 状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
- (ウ) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 45 条第 2 項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
- (エ) 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器（医療用機器、オートメーション化された工作機械群等）
- (オ) 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉型防爆構造機器等）
- イ 設置場所の特殊性のため、保安業務担当者等が点検を行うことが困難な自家用電気工作物（例えば、次の（ア）から（カ）までのいずれかの場所に設置される自家用電気工作物）
- (ア) 立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毎ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）
- (イ) 情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）
- (ウ) 衛生管理のため立入が制限される場所（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）
- (エ) 機密管理のため立入が制限される場所（独居房等）
- (オ) 立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）
- (カ) 器具工具等を使用し、物を移動しなければ点検できない隠蔽場所に設置された配線及び機器等
- ウ 事業場外で使用されている可搬型機器（移動して使用する機器）である自家用電気工作物
- エ 可搬型機器及びこれに付属する電線のうち、点検時事業場に設置されていないもの
- オ 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物
- (3) 上記（2）において、甲及びその従事者の日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を保安業務担当者等が行い、異常があった場合には、保安業務担当者等が点検を行うものとします。

2 相互の連絡

- (1) 甲は次に掲げる場合はその具体的内容を遅滞なく乙に通知するものとします。

ア 遅滞なく連絡する事項

- (ア) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合。
- (イ) 安全上の事由又は物理的な事由により、技術基準の適合確認が困難となるおそれがある場合。
- (ウ) 有害ガス発生、酸素濃度の低下、ガス爆発、落盤、出水等のおそれが生じた場合。
- (エ) 電気工作物の使用を休止する場合、又は、休止中の電気工作物の使用を開始する場合。
- (オ) 感染症等により、事業場への立ち入りが困難となる恐れがある場合。

イ その他連絡する事項

- (ア) 経済産業大臣が電気事業法に規定する立入検査を行う場合。
- (イ) 電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合。
- (ウ) 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し電気工作物の保安に関する必要な事項を教育し、又は実地指導訓練を行う場合。

- (エ) 甲の事業場に設置された絶縁監視装置（電話通報方式）が警報を発した場合。
 - (オ) 平常時及び事故その他異常時における運転操作について定める場合。
 - (カ) 非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することができる体制を整備又は変更する場合。
 - (キ) 電気の保安に関する組織、責任分界点又は需要設備の使用区域を変更する場合。
 - (ク) 委託者、事業場の名称又は所在地名に変更があった場合。
 - (ケ) 電気工作物に関する権利義務に変更があった場合。
 - (コ) 電気事業者との需給契約を変更する場合。
 - (サ) 爆発性、可燃性物質又はその他の危険物質を貯蔵又は発生し、取扱う設備がある場合。
 - (シ) その他電気工作物の保安に関し必要な場合。
- (2) 乙は次の各号に掲げる事項を甲に通知するものとします。
- ア 乙の就業時間内、時間外における乙への連絡方法。
 - イ 甲の事業場に設置された絶縁監視装置（自動通報方式）の警報を受信した場合。
 - ウ その他必要な事項。
- 3 発電設備等の分解・整備等
- 発電設備及び熱交換器の分解・整備、ばい煙測定等は、甲の負担において行うものとします。
- この電気工作物の分解・整備等を電気機器製造者・整備業者等に依頼して行う場合は、甲は乙に分解・整備等の結果の記録を掲示し、乙は必要に応じて助言を行うものとする。
- 4 発電所担当者等
- (1) 甲は、保安規定による発電所担当者及びその不在の場合の代務者を選出するものとします。
- (2) 甲は、前号の発電所担当者を選出又は変更したときは、その氏名、連絡方法等を遅滞なく乙に通知するものとします。
- (3) 甲は、発電機担当者又は第4項第1項の代務者を乙の行う保安管理業務に立合わせるものとします。
- 5 絶縁監視装置及び機器の設置
- (1) 経済産業省告示第249号第4条第7号に掲げる信頼性の高い需要設備に該当するもの及び乙の定める条件に該当する電気工作物には、甲の承諾を得て絶縁監視装置を設置することができます。
- (2) 電気工作物に設置する絶縁監視装置並びに点検、測定及び試験に必要な機器（以下「絶縁監視装置等機器」といいます。）は甲乙協議の上、乙が設置し所有するものとします。
- (3) 甲は、絶縁監視装置等機器を設置する場所の提供、電灯配線などの施設及び電話回線の利用について便宜を供するものとします。
- (4) 絶縁監視装置等機器及び設置工事に要する費用は、原則として乙が負担するものとします。
- (5) 絶縁監視装置等機器の保守は乙が行い、その費用は乙が負担するものとします。
- (6) 甲は、絶縁監視装置等機器を無断で移設、取外し、修理等を行わないものとします。
- 6 絶縁監視装置の警報発生時の処置
- (1) 電気工作物に設置する絶縁監視装置から警報発生時（警報動作電流 50mA）以上の漏えい電流が発生している旨の警報を連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報

を繰り返し受信した場合に、警報発生の原因を調査し、適切な措置を行う。

(2) 乙は、警報発生時の受信の記録を3年間保存するものとします。

7 絶縁監視装置及び機器の撤去

(1) 乙は、甲との保安全管理業務委託契約が解除され又は失効した時は、絶縁監視装置等機器を撤去するものとします。

(2) 絶縁監視装置等機器の運用に支障があると認められた場合は、甲乙協議の上、絶縁監視装置又は機器を撤去するものとします。

(3) 電気工作物の変更により、絶縁監視装置の設置に関して第3項第1号の信頼性の高い需要設備の条件を満たさなくなったときは、甲乙協議の上、絶縁監視装置を撤去するものとします。

8 電気工作物以外の不安全施設に関する措置等

(1) 保安全管理業務を実施するための通路又は足場等の設備環境が悪く、作業者の安全が確保されないと認められる施設（以下「不安全施設」といいます。）がある場合は、甲乙協議の上、速やかに改修するものとします。

(2) 前号の不安全施設の改修に要する費用は、原則として甲が負担するものとします。

(3) 乙は甲と協議し、不安全施設が改修されるまでの間、当該電気工作物の点検、測定及び試験を実施しないことがあります。

(4) 乙は、甲に改修依頼した不安全施設が長期にわたって改修されないため、保安全管理業務の遂行に支障が生ずる恐れがあると認められる場合は、この契約を解除できるものとします。

9 その他

この「保安全管理業務の細目及び基準」に定めがない事項については、その都度甲乙相互に協議するものとします。

※「点検、測定及び試験の基準」、「工事期間中に関する点検の基準」及び「太陽電池発電設備の点検、測定及び試験の基準」は35頁から39頁を参照

⑤『有度山総合公園運動施設芝生維持管理及び樹木等植栽管理業務』

1 委託内容

有度山総合公園運動施設内の芝刈り作業、草刈り作業及び施肥、樹木等の植栽管理を行う。

※施設内図面は別紙のとおり

2 芝生管理

- (1) 刈り込みは5月から10月まで成長するので、プレーに支障がないよう適宜刈り込みを行うこと。
- (2) 目土散布、施肥、除草、水やりは必要に応じて行うこと。
- (3) 芝が枯れた場合は、張芝の移植などをして補修をすること。

3 樹木等植栽管理

- (1) 病虫害防除や施肥の実施、樹木の剪定等は適切な時期や方法により管理すること。
- (2) 草刈、抜根は樹木、株物等を損傷しないよう適切に行うこと。
- (3) 花壇等の管理は、害虫に侵されないように配慮し、施設の修景上適切な管理を行う。

4 その他

- (1) 施設利用者・近隣等に配慮し、施設の整備・美化に努めること。
- (2) 作業実施に当たっては、施設運営の妨げにならないよう注意すること。

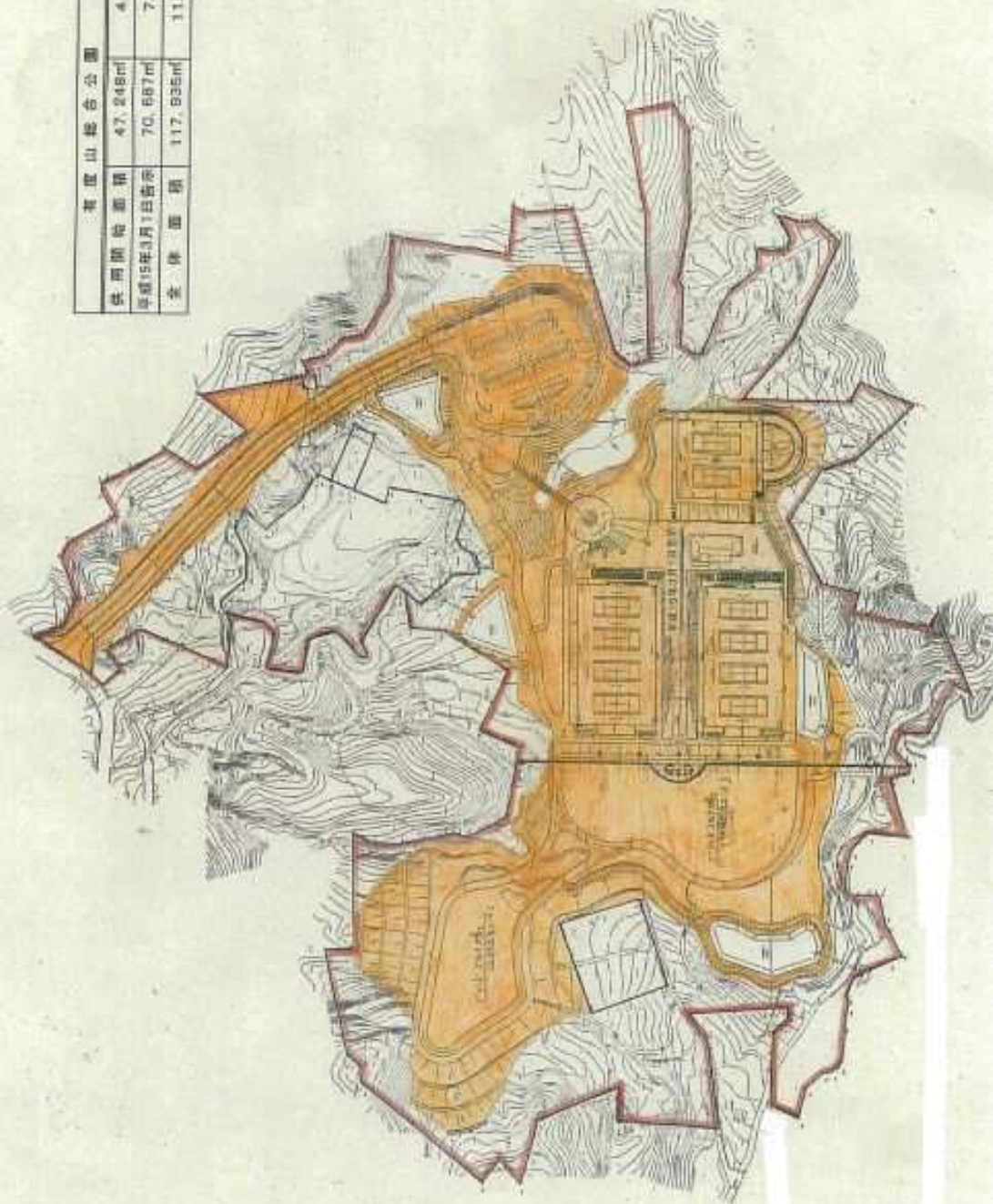
<参考面積>

・芝刈り部面積	10,350.00㎡
・草刈り部面積	22,845.00㎡
・施肥面積	10,350.00㎡

有里山綜合公園 平面圖

94.7 / 1999

新園市小區第四



有里山綜合公園			
供開闢給面積	47,248㎡		4.72ha
民國15年1月1日告示	70,687㎡		7.07ha
全休面積	117,835㎡		11.78ha

⑥『有度山総合公園運動施設浄化槽維持管理業務』

1 対象

(1) 駐車場便所小型合併処理施設

ア 概要

型式	担体流動方式（建設省告示第1292号第13）
処理対象人員	18人槽
計画汚水量	3.6m ³ /日
水質	流入BOD 200ppm 放流BOD 20ppm以下
ばっ気ブロワー	13A × 120L/分 × 0.02MPa × 140W 1台

イ 管理項目

流入水	水温、PH 溶存酸素量、酸化濾材 曝気ブローア PH、透視度、残留塩素
曝気槽	
運転電流値	
放流水	
消毒薬使用量	
余剰汚泥搬出量	

(2) クラブハウス・公園便所合併処理施設

ア 概要

型式	接触ばっ気方式（建設省告示第1292号）
処理対象人員	51人槽
計画汚水量	11.7m ³ /日
水質	流入BOD 200ppm 放流BOD 20ppm以下
ばっ気ブロワー	32A × 0.65M ³ /min. × 0.02MPa × 0.75kW 2台
放流ポンプ	0.25KW 2台

イ 管理項目

流入水	水温、PH 溶存酸素量、酸化濾材 曝気ブローア、放流ポンプ PH、透視度、残留塩素
曝気槽	
運転電流値	
放流水	
消毒薬使用量	
余剰汚泥搬出量	

2 業務内容

(1) 保守点検（年6回（2か月に1回））

浄化槽法施行規則第2条に定める保守点検の技術上の基準に基づき、浄化槽本体、附帯設備の調整、消毒剤の補充等作業を実施すること。

(2) 清掃 (年 1 回)

浄化槽内の汚泥、汚水の表面に浮上し堆積したスカム等の引き抜き、引き抜き後の汚泥等の調整、付属機器類の洗浄・清掃を実施すること。

(3) 法定検査 (年 1 回)

浄化槽法第 11 条に基づき、指定検査機関の行う水質検査を実施すること。

3 作業日程

保守点検等作業は、施設担当者の指示する日程により行うこととする。

4 作業の報告

保守点検等作業が終了したときは、速やかに結果報告書を提出することとする。

①『城北運動場機械警備業務』

1 警備対象物件

静岡市葵区大岩町1番20号 城北運動場クラブハウス

2 警備の方法

(1) 機械警備

(2) 警備業務のために必要な機械、機器、その他の器具等は、すべて受託者の負担とする。

3 警備時間

毎日、午後9時から翌日午前8時30分までとする。ただし、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）は、午前8時30分から翌日午前8時30分までとする。

②『城北運動場清掃業務』

1 作業内容

(1) 日常清掃（原則として年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除き毎日清掃する。）

ア 日常清掃は、1回以上ほうき、モップ等を利用して清掃すること。

イ トイレットペーパー、石鹸、汚物処理袋等委託者が供給するものは、常時補給、取り替えを行うこと。

ウ 清掃して出たごみは、所定の場所に処理すること。

エ 清掃中に不用品と思われる物品が置かれている場合は、施設担当者に聞き、不用であることが判明したときは、施設担当者の指示により処理すること。

(2) 定期清掃

ア 清掃器具を使用し、洗床、ワックス塗布を年1回以上（7月）実施すること。

イ 日常で行き届かないところ、汚れのひどいところは年6回（2か月に1回）以上念入りを行うこと。

ウ 窓ガラスクリーニングを年1回以上（7月）実施すること。

(3) 臨時清掃

行事等が行われ、その必要性が生じた場合は、臨時清掃すること。

2 作業時間

作業時間は原則として午前8時30分から午後5時までの間に清掃すること。

3 報告事項

(1) 作業中に誤って市の財産に損害を与えたときは、速やかに施設担当者に報告すること

(2) 作業中に器物の損傷を発見したときは、速やかに施設担当者に報告すること。

(3) 作業の主任者は、毎日作業終了後、当日の状況を施設担当者に報告すること。

4 作業上の留意事項

危険作業に従事する作業員の安全管理には特に留意すること。

③『城北運動場消防設備保守点検業務』

1 内容

(1) 機器点検 年2回(9月、3月に実施)

(2) 総合点検 年1回(3月に実施)

(3) 点検内容

城北運動場クラブハウス内に設置されている消火器設備、自動火災報知設備、誘導灯及び誘導標識、配線

2 点検事項及び設備

(1) 消火器設備

設置状況、消火器本体の損傷等の点検を行う。

粉末消火器	4本
-------	----

(2) 自動火災報知設備

受信機、発信機、感知器、表示灯、音響装置、常用電源及び予備電源並びに関連機器の点検を行う。

受信機P型2級	1台	表示灯	3ヶ
差動式スポット型感知器	3ヶ	電鈴	3ヶ
定温式スポット型感知器	2ヶ	常用電源(交流電源)	1式
煙感知器	1ヶ	予備電源(蓄電池)	1式
発信機P型1・2級	1台		

(3) 誘導灯及び誘導標識

避難口誘導灯及び階段通路誘導灯の点検を行う。

誘導灯	1ヶ
-----	----

(4) 配線

消防用設備の配線の点検を行う。

配線	1式
----	----

3 特記事項

(1) 城北運動場クラブハウス内に設置されている消防用設備が正常に作動するように点検整備を行う。

(2) 点検は、施設担当者と事前に協議し、業務に支障をきたさないように行うこと。

(3) 本点検委託の保証期間は、機器点検後6か月、総合点検後6か月とする。保証期間内に

- 故障等連絡があった場合は速やかに点検を行うこと。
- (4) 機器点検、総合点検終了後は、速やかに点検報告書を提出すること。

④『城北運動場樹木等植栽管理業務』

- 1 業務場所
静岡市葵区大岩町1番20号 城北運動場
- 2 業務内容
城北運動場運動場内の樹木等植栽の管理を行う。
- 3 その他
 - (1) 施設利用者・近隣等に配慮し、施設の整備・美化に努めること。
 - (2) 作業実施に当たっては、施設運営の妨げにならないよう注意すること。

①『清水長崎新田スポーツ広場機械警備業務』

1 警備対象物件

静岡市清水区長崎新田 207 番地 清水長崎新田スポーツ交流センター
(清水長崎新田スポーツ広場内)

(1) 防犯

清水長崎新田スポーツ交流センター 2・3 階部分

(2) 防火

火災報知器の設置されている建物全体

2 警備方法

(1) 機械警備 (N T T 回線使用)

(2) 警備業務のために必要な機械、機器、その他の器具等は、すべて受託者の負担とする。

3 業務内容

(1) 防犯

警備業務用機械装置を使用して、侵入・盗難等の事故発生を警戒・監視する。

(2) 火災の機械警報警備業務

設置してある火災報知器より受信し、緊急連絡先及び消防署等に連絡をする。

4 警備時間

毎日、午後 9 時から翌日午前 8 時 30 分までとする。ただし、年末年始 (12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで) は、午前 8 時 30 分から翌日午前 8 時 30 分までとする。

②『清水長崎新田スポーツ広場清掃業務』

1 対象物件

静岡市清水区長崎新田 207 番地 清水長崎新田スポーツ交流センター
(清水長崎新田スポーツ広場内)

2 施設概要

延べ床面積 2,312.87 m² 鉄骨造 3 階建て

内訳 1 階 817.33 m² (駐車場)

2 階・3 階各 747.77 m²

・ 2 階 玄関、事務室、放送設備室、ロッカールーム、シャワールーム、軽運動場室、救急室、多目的室、図書室、厨房、トイレ等

・ 3 階 体育室、用具室、軽運動室、多目的室 1 室、和室 2 室、トイレ等

※ 2 階軽運動室、3 階体育室・軽運動室は床がフローリングボード仕様

・ 車椅子対応エレベーター 1 基 750 k g (11 人乗り) 2 階～3 階

3 作業内容（清掃基準表は別表のとおり）

（１）日常清掃（原則として年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除き毎日清掃する。）

ア 日常清掃は、1回以上ほうき、モップ等を利用して清掃すること。

イ 建物周辺（1階駐車場等）の掃き掃除をすること。

ウ トイレトーパー、石鹸、汚物処理袋等の委託者が供給するものは、常時補給、取り替えを行うこと。

エ 清掃して出たごみや収集したごみは所定の場所に処理すること。

オ 清掃中に不用品と思われる物品が置かれている場合は、施設担当者に確認し、不用であることが判明したときは、施設担当者の指示により処理すること。

（２）定期清掃

ア 清掃器具を使用し、洗床、ワックス塗布（運動施設であるため、床面の滑りに配慮すること。）を年3回以上（7月、11月及び3月）実施すること。

イ 日常で行き届かないところ、汚れのひどいところは年6回（2か月に1回）以上念入りに行うこと。

ウ 窓ガラスクリーニングを年3回以上（7月、11月及び3月）実施すること。

エ 駐車場床洗浄を年3回以上（7月、11月及び3月）実施すること。

オ 2・3階床面については3月に剥離作業を実施すること。

（３）臨時清掃

行事等が行われ、その必要性が生じた場合は、臨時清掃すること。

4 作業時間

作業時間は原則として午前8時30分から午後5時までの間に清掃すること。

5 報告事項

（１）作業中に誤って市の財産に損害を与えたときは、速やかに施設担当者に報告すること。

（２）作業中に器物の損傷を発見したときは、速やかに施設担当者に報告すること。

（３）作業の主任者は、毎日作業終了後、当日の状況を施設担当者に報告すること。

6 作業上の留意事項

危険作業に従事する作業員の安全管理には特に留意すること。

別表 作業基準表

場 所	材 質 等	作業面積 数量	日常清掃	定期清掃
			作業内容	作業内容
1 F 駐車場	コンクリート	874.50	掃き、排水溝点検	
2 F				
玄関	コンクリート	23.10	掃き	
エントランスホール	ビニール床	185.70	ダストモップ	洗淨・ワックス仕上げ
玄関ガラス		46.656	ガラス拭き	
廊下	ビニール床	27.00	ダストモップ	洗淨・ワックス仕上げ
図書閲覧室	ビニール床	29.00	ダストモップ	洗淨・ワックス仕上げ
自販機コーナー	ビニール床	24.80	水拭きモップ	洗淨・ワックス仕上げ
事務室	ビニール床	45.50	ダストモップ	洗淨・ワックス仕上げ
放送設備室	ダストモップ	14.50	ダストモップ	洗淨・ワックス仕上げ
倉庫		6.60		洗淨・ワックス仕上げ
厨房	ビニール床	33.70	水拭きモップ	洗淨・ワックス仕上げ
多目的室	ビニール床	64.80	ダストモップ	洗淨・ワックス仕上げ
軽運動室	木質	63.80	ダストモップ	洗淨・ワックス仕上げ
救護室	ビニール床	29.00	ダストモップ	洗淨・ワックス仕上げ
男子ロッカー	ビニール床	48.40	拭き	洗淨・ワックス仕上げ
	シャワー 4 箇所	4.00	専用洗剤洗い	
	洗面 7 箇所	7.00	専用洗剤洗い	専用洗剤洗い
	大便器 1	1.00	専用洗剤洗い	専用洗剤洗い
女子ロッカー	ビニール床	43.50	拭き	洗淨・ワックス仕上げ
	シャワー 4 箇所	4.00	専用洗剤洗い	専用洗剤洗い
	洗面 7 箇所	7.00	専用洗剤洗い	専用洗剤洗い
	大便器 1	1.00	専用洗剤洗い	専用洗剤洗い
	汚物入れ	1.00		
男トイレ	ビニール床	19.90	拭き	洗淨・ワックス仕上げ
	洗面 3 箇所	3.00	専用洗剤洗い	専用洗剤洗い
	大便器 3	3.00	専用洗剤洗い	専用洗剤洗い
	小便器 3	3.00	専用洗剤洗い	専用洗剤洗い
女トイレ	ビニール床	19.90	拭き	洗淨・ワックス仕上げ
	洗面 4 箇所	4.00	専用洗剤洗い	専用洗剤洗い

	大便器 4	4.00	専用洗剤洗い	専用洗剤洗い
	汚物入れ 4	4.00		
多目的トイレ	ビニール床	10.40	拭き	洗浄・ワックス仕上げ
	大便器 2	2.00	専用洗剤洗い	専用洗剤洗い
	子供用大便器 2	2.00	専用洗剤洗い	専用洗剤洗い
	おむつ替え場所 2	2.00	専用洗剤洗い	専用洗剤洗い
	洗面 2 箇所	2.00	専用洗剤洗い	専用洗剤洗い
防災器具庫		10.89		洗浄・ワックス仕上げ
階段	ビニール床	10.89	拭き	洗浄・ワックス仕上げ
手すり	2・3 階、屋内階段	150.00	水拭き・乾拭き	
エレベーター	ビニール床	4.45	ダストモップ	洗浄・ワックス仕上げ
			床洗浄	
			扉・壁・溝 拭き	
3 F				
ホール廊下	ビニール床	132.95	ダストモップ	洗浄・ワックス仕上げ
多目的室	ビニール床	81.50	ダストモップ	洗浄・ワックス仕上げ
和室 1	畳	29.00	ダストモップ	
和室 2	畳	29.30	ダストモップ	
軽運動室	木質	82.20	ダストモップ	洗浄・ワックス仕上げ
体育室	木質	257.90	ダストモップ	洗浄・ワックス仕上げ
用具室	ビニール床	32.20	ダストモップ	洗浄・ワックス仕上げ
男トイレ	ビニール床	19.90	拭き	洗浄・ワックス仕上げ
	洗面 3 箇所	3.00	専用洗剤洗い	専用洗剤洗い
	大便器 3	3.00	専用洗剤洗い	専用洗剤洗い
	小便器 3	3.00	専用洗剤洗い	専用洗剤洗い
女トイレ	ビニール床	19.90	拭き	洗浄・ワックス仕上げ
	洗面 4 箇所	4.00	専用洗剤洗い	専用洗剤洗い
	大便器 4	4.00	専用洗剤洗い	専用洗剤洗い
	汚物入れ 4	4.00		
多目的トイレ	ビニール床	6.20	拭き	洗浄・ワックス仕上げ
	大便器 1	1.00	専用洗剤洗い	専用洗剤洗い
	おむつ替え場所 1	1.00	専用洗剤洗い	専用洗剤洗い
	洗面 1 箇所	1.00	専用洗剤洗い	専用洗剤洗い

給湯室	ビニール床	4.00	水拭きモップ	洗浄・ワックス仕上げ
階段	ビニール床	23.00	ダストモップ	洗浄・ワックス仕上げ
窓				
2 階	ガラス	90.00		表裏洗浄スクイジー
3 階	ガラス	120.00		表裏洗浄スクイジー
屋外トイレ				
通路	タイル 200 角	6.0	掃き・拭き	洗剤洗い
男トイレ	モザイクタイル 50 角	11.50	掃き・拭き	洗剤洗い
	洗面 2 箇所	2.00	専用洗剤洗い	専用洗剤洗い
	大便器 1	1.00	専用洗剤洗い	専用洗剤洗い
	小便器 5	5.00	専用洗剤洗い	専用洗剤洗い
女トイレ	モザイクタイル 50 角	16.00	掃き・拭き	洗剤洗い
	洗面 2 箇所	2.00	専用洗剤洗い	専用洗剤洗い
	大便器 4	4.00	専用洗剤洗い	専用洗剤洗い
	汚物入れ 4	4.00		
共用トイレ	モザイクタイル 50 角	4.50	掃き・拭き	洗剤洗い
	洗面 1 箇所	1.00	専用洗剤洗い	専用洗剤洗い
	大便器 1	1.00	専用洗剤洗い	専用洗剤洗い
	小便器 1	1.00	専用洗剤洗い	専用洗剤洗い
	汚物入れ 1	1.00		

③『清水長崎新田スポーツ広場消防設備保守点検業務』

1 目的

本点検は、消防法第 17 条の 3 の 3（消防用設備等の点検及び報告）及びこれに基づく消防法施行規則第 31 条の 4 により、消防用設備の点検業務を行う。

2 点検内容

（１）機器点検 年 2 回（８月、２月に実施）

（２）総合点検 年 1 回（２月に実施）

- ア 自動火災報知設備
- イ ガス漏れ火災報知設備
- ウ 火災報知装置
- エ 移動式粉末消火設備
- オ 非常照明設備
- カ 誘導灯・誘導標識設備
- キ 消火器具設備
- ク 自家用発電設備
- ケ 非常放送設備
- コ 避難器具設備

3 特記事項

- （１）清水長崎新田スポーツ交流センター内に設置されている消防設備が正常に作動するよう点検整備を行うこと。
- （２）点検は業務に支障をきたさないように実施すること。
- （３）本点検委託の保証期間は、機器点検後 6 か月、総合点検後 6 か月とする。保証期間内に故障等連絡があった場合は速やかに点検を行うこと。
- （４）機器点検、総合点検終了後は、速やかに点検報告書を提出すること。
- （５）点検項目

設備名	項目	数量
自動火災報知設備	受信機 P 型 1 級 15 回線	1 台
	総合盤 P 型 1 級	6 面
	差動式スポット型感知器	87 個
	定温式スポット型感知器	41 個
	煙式感知器	17 個
	表示灯	6 個
	常用電源（交流電源）	1 式
	予備電源（蓄電池）	1 式
	配線点検	1 式
ガス漏れ火災警報設備	ガス漏れ検知器（都市ガス用）	1 個
火災通報設備	119・火災通報	1 式

移動式粉末消火設備	移動式粉末消火設備（第三種）	4 台
非常照明設備	非常照明	53 台
誘導灯・誘導標識設備	誘導灯（非難口・通路）	31 台
消火器具設備	消火器（粉末 10 型 ABC）	19 本
自家用発電設備	エンジン 5 kVA	1 台
	制御盤 5 kVA（発電機用）	1 式
	直流電源装置	1 式
	非常コンセント	1 式
	内燃機関（冷却装置・潤滑装置外）	1 台
	燃料・水タンク・配管（5 kVA）	1 式
	作動試験 5 kVA（停電時切替）	1 式
非常放送設備	増幅器操作部（201W以上）	1 式
	スピーカー（埋込型・壁掛型・ELV）	54 個
避難器具設備	緩降機（オリロー）	4 台

④『清水長崎新田スポーツ広場防火対象物定期点検業務』

1 目的

本点検は、消防法第8条の2の2第1項に基づく防火対象物定期点検を行う。

2 点検内容

(1) 防火対象物定期点検 年1回（防火対象物点検資格者による点検）

(2) 防火対象物

階別	用途	床面積
1 階	駐車場、ピロティ	817.33 m ²
2 階	集会場	747.77 m ²
3 階	集会場	747.77 m ²
合計		2312.87 m ²

(3) 点検項目

防火管理維持台帳	記録・保存
届出	防火管理者選任（解任）
	消防計画作成（変更）
	自衛消防組織の設置
消防計画	自衛消防の組織
	火災予防上の自主検査
	消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び整備
	避難施設の維持管理及びその案内
	防火上の構造の維持管理
	収容人員の適正化
	防火管理上必要な教育
	消火、通報及び避難の訓練
	その他必要な訓練
	消火活動、通報連絡及び避難誘導
	消防機関との連絡
	防火管理に関し必要な事項
	自主消防組織 （活動要領・要員の教育及び訓練・必要な事項）

3 特記事項

(1) 点検日時については、業務に支障をきたさないように実施すること。

(2) 点検終了後は、速やかに点検報告書を提出すること。

⑤『清水長崎新田スポーツ広場空調設備保守点検業務』

1 対象物件

静岡市清水区長崎新田 207 番地 清水長崎新田スポーツ交流センター
(清水長崎新田スポーツ広場内)

2 対象

GHP20 馬力 3 台 (GHCP355HMT 6 ・ 450HMT 6 ・ 560HMT 6)

3 定期点検項目・点検時期

	定期点検項目	メンテナンス年度										備 考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
1	エンジンオイルの交換・漏れの点検	△	△	△	△	○	△	△	△	△	○	油量 32ℓ
2	オイルフィルタの交換	△	△	△	△	○	△	△	△	△	○	1個
3	プラグの交換	△	△	△	△	○	△	△	△	△	○	4本
4	ドレンフィルタの点検・(補充)	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	適量
5	ドレンフィルタシート交換	△	△	△	△	○	△	△	△	△	○	1枚
6	ブローバイフィルタの交換	△	△	△	△	○	△	△	△	△	○	1個
7	冷却水の点検・(補充)	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
8	冷却水ホースの点検	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
9	燃料ガスホースの点検	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
10	エアクリーナエレメントの交換	△	△	△	△	○	△	△	△	△	○	1個
11	排気ガスホースの点検	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
12	ブローバイガスホースの点検	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
13	排気ドレンホースの点検	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
14	オイルタンクホース	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
15	吸気ホースの点検	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
16	高圧コードの点検	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
17	コンプレッサの点検	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	運転状態にて確認
18	冷媒漏れの点検	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
19	運転異常音の点検	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	運転状態にて確認

(1) 点検は上記表より、5年毎又は10,000時間毎のどちらか早い方で実施します。

(2) 表中の○は交換、△は点検(調整)を示します。

⑥『清水長崎新田スポーツ広場 3 階体育室エアコンフィルター清掃業務』

1 対象

静岡市清水区長崎新田 207 番地 清水長崎新田スポーツ交流センター 3 階体育室

2 実施回数

年 1 回

3 業務内容

- (1) 清水長崎新田スポーツ交流センター 3 階体育室エアコンフィルター（6 箇所）清掃を実施する。
- (2) 作業実施に当たっては、施設担当者と実施日程等について打ち合わせを実施し、施設運営の妨げにならないよう注意すること。

⑦『清水長崎新田スポーツ広場昇降機保守点検業務』

1 対象物件

静岡市清水区長崎新田 207 番地 清水長崎新田スポーツ交流センター
(清水長崎新田スポーツ広場内)

2 対象機種

ロープ式エレベーター 1 基
遠隔監視メンテナンス付 乗用 11 人 45m／分
停止階 2 - 3 階（停止階床数 2）

3 付加仕様・付加装置

車椅子兼用特殊ドアセーフティ
火災時管制運転装置・地震時管制運転装置・停電時自動着床装置・オートアナウンス

4 点検回数

- (1) 定期点検 1 回／3 か月
- (2) 遠隔点検 1 回／1 か月

5 点検箇所

(1) かご室

かご走行状態、内装・照明・ファン、外部への連絡装置、停電灯装置、操作盤、表示ランプ、戸閉め安全装置

(2) 乗場

かご着床状態、戸の開閉状態、戸と敷居、呼びボタン・表示ランプ、外部開放装置

(3) 昇降路

かご上・昇降路・ピット環境、戸の開閉装置、ガイドシュー・給油器、主ロープ、着床装置、ガイドレール、制御盤、モーター、ブレーキ、上・下部リミットスイッチ、ドアスイッチ・インターロックスイッチ、非常止め装置、移動ケーブル、配線・配管、緩衝器、上・下そらせ車

(4) その他

地震時管制運転、火災時管制運転、停電時管制運転、車椅子仕様装置

(5) 点検により摩耗・破損等が生じていた場合には直ちに修理すること。

6 点検

実施日については業務に支障のないように実施すること。

⑧『清水長崎新田スポーツ広場自動開閉装置保守点検業務』

1 目的

自動扉の開閉は、常にスムーズな状態で作動させる必要があり、保守点検作業を行うことにより、自動扉開閉装置を正常かつ良好な状態に保つことを目的とする。

2 保守点検対象物件

- (1) 所在場所 静岡市清水区長崎新田 207 番地
 清水長崎新田スポーツ交流センター
- (2) 機種及び台数 自動扉開閉装置 GSSR-SKT-77-W 2 台

3 保守点検作業の内容

(1) 保守点検対象物件の明細

- ア エンジン本体（モーター部、プーリー部）
イ コントロールボックス
ウ 制御機構マイクロスイッチ及びリードスイッチ
エ 感知器
オ 附属する各部品（戸車・振止め・カーボン刷子・ゴムディスク・各種リレーマイコン他）

(2) 点検方法

保守点検対象物件の明細に掲げる機器の点検、調整、清掃、不良部品の交換等を行うものとし、必要に応じ、保守、修理その他の措置を講じるものとする。

(3) 点検時期及び回数

4 月から 9 月の間に 1 回、10 月から 3 月の間に 1 回、計 2 回実施すること。

4 作業日程

保守点検作業は、施設担当者の指示する日程により行うこととする。

5 作業の報告

保守点検作業が終了したときは、速やかに保守点検結果報告書を提出することとする。

⑨『清水長崎新田スポーツ広場電動式収納ステージ点検整備業務』

1 対象

静岡市清水区長崎新田 207 番地 清水長崎新田スポーツ交流センター 3 階体育室内
(ステージサイズ W6,000 mm × D3,600 mm × H400 mm)

2 実施回数

5 年に 1 回

3 保守点検作業の内容

(1) 本体及び外観の点検

ア 前部、側部、後部、脚、補強フレーム、ワイヤー、滑車、車輪、その他構造部材に変形及び損傷がないか確認する。

イ ステージ(舞台)表面及びフチ材、また、収納ケースに著しい損傷がないか確認する。

(2) 組み立て接合部材の点検

各部材を接合しているボルト、ナット、ネジ類の脱落又は緩みがないか確認する。

(3) 車輪及びワイヤーロープ部の点検

ア 車輪が円滑に回転するか確認する。

イ ワイヤーロープの摩耗、断線、緩みと端末止め部の損傷を確認する。

(4) 減速機部の点検

ア モーター、その他減速機部品に著しい損傷、また、固定しているボルト、ナットに緩みがないか確認する。

イ 作動中モーターに異常な発熱及び異常な音が発生していないか確認する。

(5) スイッチボックスの点検

電磁開閉器接点、サーマルリレーの作動と警報ブザーが正しく鳴るか確認する。

(6) リミットスイッチ部及び警報用ブザー用の点検

使用前、収納側のリミット作動と警報ブザーが正しく鳴るか確認する。

(7) その他

機器の点検、調整、清掃、不良部品の交換等、必要に応じ、保守、修理その他の措置を講じるものとする。

4 作業日程

保守点検作業は、施設担当者の指示する日程により行うこととする。

5 作業の報告

保守点検作業が終了したときは、速やかに保守点検結果報告書を提出することとする。

⑩『清水長崎新田スポーツ広場夜間照明電気保安業務』

1 点検内容

(1) 照度測定点検 3年に1回

メタルファライド 200v－1kw	電源装置制 御盤	支持物及び 線路ケーブ ル等	規 模					竣工年月
200v－2kw 56灯	主盤－1面 分岐回路6	1式	6 基	平 均	56 灯	240 Lx	10,030 m ²	H6. 3

(2) 地上点検 年4回

投光器点検試験

投光器、安定器目視点検

架台、電線路目視点検

電源盤絶縁測定（電気室内）

操作盤、機器機能試験

外箱点検、給油

(3) 柱上高所点検 年1回

柱上分電盤点検

投光器、安定器点検

(4) 通路外灯点検（便所照明点検含む） 年2回

⑪『清水長崎新田スポーツ広場自家用電気工作物保安管理業務』

1 保安管理業務施設

静岡市清水区長崎新田207番地

清水長崎新田スポーツ交流センター内 設備容量 305kVA 受電電圧 6,600V

2 検査員の資格

保安管理業務を実施する者には、電気主任技術者免状の交付を受けている者をもってあて
るものとする。

3 保安管理業務の内容

電気工作物の点検・測定及び試験は、別表「点検・測定及び試験の基準」のとおり行い、
技術基準の規定に適合しない事項がある場合には、受託者は、必要な指導又は助言を行うも
のとする。

(1) 毎月点検は、施設の点検・測定及び試験を毎月1回行うものとする。

(2) 総合点検は、施設の点検・測定及び試験を年1回行うものとする。

(3) その他必要に応じて施設の点検・測定及び試験を行うものとする。

4 点検結果の報告

電気工作物の点検を実施したときは、その結果を点検記録表に記載し確認を得ること。

5 記録の保存

電気工作物の工事・維持及び運用に関する以下の記録等を双方で定めた期間保存するものとする。

- (1) 巡視・点検・測定及び試験の記録
- (2) 電気事故に関する記録
- (3) 市は主要電気機器の重要な補修記録
- (4) その他必要な書類

6 その他

本仕様書は基本的な事項を定めたものであり、上記のほか特別に協定すべき補足事項が生じたときは、その都度、双方協議の上、取り決めるものとする。

【保安全管理業務の細目及び基準】

1 保安全管理業務の内容

- (1) 受託者（以下「乙」という。）が受託して実施する保安全管理業務は次によるものとします。

ア 定例の保安全管理業務は次の各号によるものとします。

- (ア) 定期的な点検、測定及び試験(具体的基準は、別に定める「点検、測定及び試験の基準」による。)を行い、経済産業省令で定める技術基準(以下「技術基準」といいます。)の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは、必要な指導、助言を行います。

- (イ) 電気工作物の設置又は変更の工事の設計審査について、委託者(以下「甲」という。)の通知を受け必要な指導、助言を行います。

- (ウ) 電気工作物の設置又は変更の工事期間中は、甲の通知を受け、毎週1回工事期間中の点検(具体的基準は、別に定める「工事期間中に関する点検の基準」による。)を行い、技術基準の規定に適合しない事項がある場合には、必要な指導、助言を行います。
ただし、内燃力発電所、ガスタービン発電所、太陽電池発電所及び風力発電所については、経済産業省告示第249号第4条の規定により点検は行わないものとします。

- (エ) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合において、甲若しくは電気事業者より通知を受けたときは、電話により、又は出向して事故原因の探求に協力し応急措置を指導し、再発防止につきとるべき措置を指導し、助言を行います。この場合は、甲は乙が応急措置の指導を行うための判断に役立てるため、電気事故の発生箇所、異常の状況等を適切に乙に連絡するものとします。

- (オ) 電気事業法に規定する電気事故報告が必要と認められるときは、電気事故報告書の作成指導及び手続の指導を行います。

- (カ) 乙が点検の際、電気工作物に異常が発生又は発生するおそれのある場合を発見したときは、必要に応じ臨時点検を行います。

- (キ) 電気事業法に規定する立入検査には、その都度甲の通知を受け、乙の保安業務担当者等を立ち合わせます。

- (ク) 変圧器、電力用コンデンサ、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断機、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが、「ポリ塩化ビ

フェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するか確認を行います。

（ケ）小出力発電設備（太陽電池）を有料にて点検する場合並びに太陽電池発電所の定期的な点検、測定及び試験は、別表「太陽電池発電設備の点検、測定及び試験の基準」により行います。

イ 定例外の保安管理業務は次の各号によるものとします。

（ア）電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成指導及び手続の指導を行います。

（イ）電気工作物の設置又は変更の工事について竣工検査を行い、必要な指導、助言を行います。

（ウ）前各号のほか甲の申し出による点検業務、技術業務及びその他業務を行います。

（２）次のいずれかに該当する電気工作物の点検、測定及び試験については、甲は甲の負担において電気工事業者又は電気機器製造業者等に依頼して行うものとします。この場合において、甲の申し出がある場合又は点検の際に乙が必要と認めた場合には、電気工作物の保安について、乙は指導、助言又は協議を行うものとします。

ア 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物（例えば、次の（ア）から（オ）までのいずれかに該当する自家用電気工作物）

（ア）建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 12 条第 3 項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備

（イ）消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 17 条の 3 の 3 の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等

（ウ）労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 45 条第 2 項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械

（エ）機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器（医療用機器、オートメーション化された工作機械群等）

（オ）内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉型防爆構造機器等）

イ 設置場所の特殊性のため、保安業務担当者等が点検を行うことが困難な自家用電気工作物（例えば、次の（ア）から（カ）までのいずれかの場所に設置される自家用電気工作物）

（ア）立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毎ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）

（イ）情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）

（ウ）衛生管理のため立入が制限される場所（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）

（エ）機密管理のため立入が制限される場所（独居房等）

（オ）立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）

（カ）器具工具等を使用し、物を移動しなければ点検できない隠蔽場所に設置された配線及び機器等

ウ 事業場外で使用されている可搬型機器（移動して使用する機器）である自家用電気工

作物

- エ 可搬型機器及びこれに付属する電線のうち、点検時事業場に設置されていないもの
- オ 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

(3) 上記(2)において、甲及びその従事者の日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を保安業務担当者等が行い、異常があった場合には、保安業務担当者等が点検を行うものとします。

2 相互の連絡

(1) 甲は次に掲げる場合はその具体的内容を遅滞なく乙に通知するものとします。

ア 遅滞なく連絡する事項

- (ア) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合。
- (イ) 安全上の事由又は物理的な事由により、技術基準の適合確認が困難となるおそれがある場合。
- (ウ) 有害ガス発生、酸素濃度の低下、ガス爆発、落盤、出水等のおそれが生じた場合。
- (エ) 電気工作物の使用を休止する場合、又は、休止中の電気工作物の使用を開始する場合。
- (オ) 感染症等により、事業場への立ち入りが困難となる恐れがある場合。

イ その他連絡する事項

- (ア) 経済産業大臣が電気事業法に規定する立入検査を行う場合。
 - (イ) 電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合。
 - (ウ) 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し電気工作物の保安に関する必要な事項を教育し、又は実地指導訓練を行う場合。
 - (エ) 甲の事業場に設置された絶縁監視装置（電話通報方式）が警報を発した場合。
 - (オ) 平常時及び事故その他異常時における運転操作について定める場合。
 - (カ) 非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することができる体制を整備又は変更する場合。
 - (キ) 電気の保安に関する組織、責任分界点又は需要設備の使用区域を変更する場合。
 - (ク) 委託者、事業場の名称又は所在地名に変更があった場合。
 - (ケ) 電気工作物に関する権利義務に変更があった場合。
 - (コ) 電気事業者との需給契約を変更する場合。
 - (サ) 爆発性、可燃性物質又はその他の危険物質を貯蔵又は発生し、取扱う設備がある場合。
 - (シ) その他電気工作物の保安に関し必要な場合。
- (2) 乙は次の各号に掲げる事項を甲に通知するものとします。
- ア 乙の就業時間内、時間外における乙への連絡方法。
 - イ 甲の事業場に設置された絶縁監視装置（自動通報方式）の警報を受信した場合。
 - ウ その他必要な事項。

3 発電設備等の分解・整備等

発電設備及び熱交換器の分解・整備、ばい煙測定等は、甲の負担において行うものとします。

この電気工作物の分解・整備等を電気機器製造者・整備業者等に依頼して行う場合は、甲は乙に分解・整備等の結果の記録を掲示し、乙は必要に応じて助言を行うものとする。

4 発電所担当者等

- (1) 甲は、保安規定による発電所担当者及びその不在の場合の代務者を選出するものとします。
- (2) 甲は、前号の発電所担当者を選出又は変更したときは、その氏名、連絡方法等を遅滞なく乙に通知するものとします。
- (3) 甲は、発電機担当者又は第4項第1項の代務者を乙の行う保安管理業務に立合わせるものとします。

5 絶縁監視装置及び機器の設置

- (1) 経済産業省告示第249号第4条第7号に掲げる信頼性の高い需要設備に該当するもの及び乙の定める条件に該当する電気工作物には、甲の承諾を得て絶縁監視装置を設置することができます。
- (2) 電気工作物に設置する絶縁監視装置並びに点検、測定及び試験に必要な機器（以下「絶縁監視装置等機器」といいます。）は甲乙協議の上、乙が設置し所有するものとします。
- (3) 甲は、絶縁監視装置等機器を設置する場所の提供、電灯配線などの施設及び電話回線の利用について便宜を供するものとします。
- (4) 絶縁監視装置等機器及び設置工事に要する費用は、原則として乙が負担するものとします。
- (5) 絶縁監視装置等機器の保守は乙が行い、その費用は乙が負担するものとします。
- (6) 甲は、絶縁監視装置等機器を無断で移設、取外し、修理等を行わないものとします。

6 絶縁監視装置の警報発生時の処置

- (1) 電気工作物に設置する絶縁監視装置から警報発生時（警報動作電流 50mA）以上の漏えい電流が発生している旨の警報を連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合に、警報発生の原因を調査し、適切な措置を行う。
- (2) 乙は、警報発生時の受信の記録を3年間保存するものとします。

7 絶縁監視装置及び機器の撤去

- (1) 乙は、甲との保安管理業務委託契約が解除され又は失効した時は、絶縁監視装置等機器を撤去するものとします。
- (2) 絶縁監視装置等機器の運用に支障があると認められた場合は、甲乙協議の上、絶縁監視装置又は機器を撤去するものとします。
- (3) 電気工作物の変更により、絶縁監視装置の設置に関して第3項第1号の信頼性の高い需要設備の条件を満たさなくなったときは、甲乙協議の上、絶縁監視装置を撤去するものとします。

8 電気工作物以外の不安全施設に関する措置等

- (1) 保安管理業務を実施するための通路又は足場等の設備環境が悪く、作業者の安全が確保されないと認められる施設（以下「不安全施設」といいます。）がある場合は、甲乙協議の上、速やかに改修するものとします。
- (2) 前号の不安全施設の改修に要する費用は、原則として甲が負担するものとします。
- (3) 乙は甲と協議し、不安全施設が改修されるまでの間、当該電気工作物の点検、測定及び試験を実施しないことがあります。
- (4) 乙は、甲に改修依頼した不安全施設が長期にわたって改修されないため、保安管理業務の遂行に支障が生ずる恐れがあると認められる場合は、この契約を解除できるものとします。

9 その他

この「保安全管理業務の細目及び基準」に定めがない事項については、その都度甲乙相互に協議するものとします。

点 検 、 測 定 及 び 試 験 の 基 準

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検		臨時点検
				(無停電)	(停電)	
引込設備	引込線	外観点検	○	○	○	必要の都度
	区分開閉器	絶縁抵抗測定			○※1	
	電線、支持物、ケーブル	放電雑音チェック		○		
受	遮断器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
	高圧負荷開閉器	継電器の動作試験		○※1	○※1	
		継電器との結合動作試験			○※1	
		トリップ回路の導通試験		○※1		
		絶縁油酸価度試験			○※2	
		絶縁油破壊電圧試験			○※2	
		内部点検			○※2	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック	○	○	○	
	母線、計器用変成器 断路器、電力用ヒューズ、 避雷器、電力用コンデンサ、 リアクトル、その他機器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック	○	○	○	
	変圧器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
		絶縁油透明度チェック			○※3	
		絶縁油酸価度試験			○※3	
		絶縁油破壊電圧試験			○※3	
		内部点検			○※3	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック	○	○	○	
配電盤	受・配電盤	外観点検	○	○	○	必要の都度
		電圧・電流測定	○	○	○	
		絶縁抵抗測定			○※1	
		継電器の動作試験			○※1	
		継電器との結合動作試験			○※1	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック	○	○	○	
	接地工事	外観点検	○	○	○	必要の都度

	(接地線・保護管)	接地抵抗測定		○※ 4	○※ 4	
	構造物・配電設備 (受電室建物 キュービクル式受・配 電設備の金属製外箱等)	外観点検	○	○	○	必要の都度
	蓄電池設備	外観点検	○	○	○	必要の都度
		比重測定	1 回／年	○	○	
		液温測定	1 回／年	○	○	
		電圧測定	1 回／年	○	○	

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検		臨時点検
				(無停電)	(停電)	
負 荷 設 備	電動機，電熱器 電気溶接機 その他の電気機器類 照明装置 配線及び配線器具 接地装置 配電線路の電線等 及び支持物	外観点検	○	○	○	必要の都度
		電圧・電流測定	○※ 8	○※ 8	○※ 8	
		絶縁抵抗測定			○※ 1, 6	
		接地抵抗測定		○※ 4	○※ 4	
		温度チェック	○	○	○	
		漏洩電流測定	○※ 5	○※ 5		
		絶縁監視	○※ 7	○※ 7	○※ 7	
非 常 用 予 備 発 電 装 置	ガスタービン及び 附属装置 内燃機関及び附属装置	外観点検	○	○	○	必要の都度
		起動試験	○	○	○	
	発電機及び励磁装置 接地装置	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定		○※ 1	○※ 1	
		接地抵抗測定		○※ 4	○※ 4	
	遮断器・開閉器 その他の電気機器類	受 電 設 備 と 同 じ				受電設備 と同じ
発 電 所	ガスタービン及び 附属装置 内燃機関及び附属装置	外観点検	○		○	必要の都度
		起動試験	○		○	
	発電装置及び 附属装置	外観点検	○		○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※ 1	
	太陽電池及び附属装置	接地抵抗測定			○※ 4	
	燃料電池及び附属装置	単独運転検出			○	
	接地装置	発電状況確認		○	○	
	遮断機・開閉器 その他の電気機器	受 電 設 備 と 同 じ				受電設備 と同じ

注 1 月次点検は、設備ごとに外観点検を行うものとします。

「外観点検」とは、目視により次の点検項目を行います。

- (1) 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
- (2) 電線と他物との離隔距離の適否

- (3) 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
- (4) 接地線等の保安装置の取付け状態
- 2 ※5を付した測定は、高圧受変電設備の変圧器のB種接地線で漏えい電流を測定します。
ただし、絶縁監視装置を設置した場合は行わないものとします。
- 3 ※8を付した測定は、高圧受変電設備にて測定した値が不適合の場合又は、負荷設備に不適合がある場合に行うものとします。
- 4 年次点検（無停電）は無停電で行う点検で、年次点検（停電）は停電をして行う点検をいいます。
なお、年次点検（無停電）を実施する場合は3年に1回は年次点検（停電）を行うものとします。
ただし、発電所においては年次点検（無停電）を行わないものとします。
年次点検（無停電）は、信頼性が高い設備で、年次点検Ⅱと同等と認められる次の各項目が1年に1回以上行われている場合に実施いたします。
- (1) 低圧電路の絶縁抵抗が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条に規定された値以上であること並びに高圧電路が大地及び他の電路と絶縁されている。
- (2) 接地抵抗値が電気設備の技術基準の解釈第19条に規定された値以下である。
- (3) 保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動試験の結果が正常である。
- (4) 非常用予備発電装置が商用電源停電時に自動的に起動し、送電後停止すること並びに非常用予備発電装置の発電電圧及び発電電圧周波数（回転数）が正常である。
- (5) 蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度等が正常である。
- 5 ※1を付した測定及び試験は停電範囲その他の理由によって行わないことがあります。
- 6 ※2を付した点検及び試験は製造後（新油に取替えの場合も同様）10年経過時に、10年を超えたものは5年経過毎にそれぞれ行うものとします。ただし、年次点検（無停電）の点検周期により、経過年数以前に行うことがあります。その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとします。
なお、PCB混入の恐れがある場合は行わないことがあります。
※2を付した絶縁油破壊電圧試験は、外観点検（油量、変色、汚損、異臭等）により異常が認められた時に実施する。採油による試験が困難な場合は、外観点検や負荷状況及び温度状態による点検とします。
- 7 ※3を付した点検及び試験は製造後（新油に取替えの場合も同様）10年経過毎に、20年を超えたものは3年経過毎にそれぞれ行うものとします。ただし、年次点検（無停電）の点検周期により、経過年数以前に行うことがあります。その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとします。
なお、PCB混入の恐れがある場合は行わないことがあります。
※3を付した絶縁油破壊電圧試験は、外観点検（油量、変色、汚損、異臭等）により異常が認められた時に実施する。採油による試験が困難な場合は、外観点検や負荷状況及び温度状態による点検とします。
- 8 ※4を付した測定は過去の実績によってその一部又は全部を行わないことがあります。
- 9 ※6を付した測定は絶縁監視装置の監視記録により代えることがあります。
- 10 ※7を付した絶縁監視は絶縁監視装置による常時の監視をいいます。
この絶縁監視装置の点検は、外観点検及び総合動作試験を月次点検、年次点検実施時、誤差試験を年1回行うものとします。

工 事 期 間 中 に 関 す る 点 検 の 基 準

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	工事期間中の点検
引込設備	引込線 区分開閉器 電線、ケーブル及び支持物	外観点検	○
受電設備 (二次変電設備) ・ 受変電設備	遮断器 高圧負荷開閉器	外観点検	○
	母線、計器用変成器、 電力用ヒューズ、断路器、避雷器、 電力用コンデンサ リアクトル、その他機器	外観点検	○
	変圧器	外観点検	○
	受・配電盤	外観点検	○
	接地工事（接地線・保護管等）	外観点検	○
	構造物・配電設備 （受電室建物 キュービクル式受・配電設備 の金属製外箱等）	外観点検	○
	蓄電池設備	外観点検	○

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	工事期間中の点検
負荷設備 ・ 受変電設備 (低圧)	電動機、電熱器、電気溶接機 その他の電気機器類 照明装置、配線及び配線器具 接地装置 配電線路の電線等及び支持物 小出力発電設備	外観点検	○
非 常 用 予 備 発電装置	ガスタービン及び附属装置 内燃機関及び附属装置	外観点検	○
	発電機及び励磁装置、接地装置	外観点検	○
	遮断器・開閉器、 その他の電気機器類	外観点検	○
発電所	発電装置及び附属装置、接地装置	外観点検	○
	遮断機・開閉器その他の電気機器類	外観点検	○

注 1 工事期間中は、設備ごとに外観点検を行うものとします。

「外観点検」とは、目視により次の点検項目を行います。

- (1) 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
- (2) 電線と他物との離隔距離の適否
- (3) 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
- (4) 接地線等の保安装置の取付け状態

太陽電池発電設備の点検、測定及び試験の基準

◎：実施 ○：条件付実施

設備	点検項目等	定期点検		
		月次点検	年次点検 (無停電)	年次点検 (停電)
太陽電池アレイ	外観点検	◎	◎	◎
	接地測定	—	◎※ 1	◎※ 1
中継端子箱（接続箱）	外観点検	◎	◎	◎
	接地抵抗測定	—	◎※ 1	◎※ 1
	絶縁抵抗測定（アレイ側）	—	—	◎※ 2
パワーコンディショナ	外観点検	◎	◎	◎
	接地抵抗測定		◎※ 1	◎※ 1
	絶縁抵抗測定（交流出力側）	—	—	◎※ 3
	入出力電圧確認	—	◎	◎
	単独運転防止機能動作確認	—	—	◎※ 4
	投入阻止時限タイマー動作試験		—	○※ 4
	表示機能確認	◎	◎	◎
	自立運転動作確認	—	—	○※ 5
保護装置（受電設備）	保護継電器試験	—	—	◎
引込開閉器	外観点検	◎	◎	◎

注 1 月次点検は、設備ごとに外観点検を行うものとします。

「外観点検」とは、目視により次の点検項目を行います。

- (1) 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
- (2) 電線と他物との離隔距離の適否
- (3) 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
- (4) 太陽電池アレイの赤外線熱画像カメラによる異常確認

2 ※1を付した点検、測定及び試験は、測定値が規定値の70%以内で、接地設備に外観上の異常がない場合停電点検周期での測定とします。

3 ※2を付した点検、測定及び試験は、原則として出力開閉器開放状態で行うものとします。

4 ※3を付した点検、測定及び試験は、パワーコンディショナ商用側系統が絶縁監視装置の監視範囲内にあり、監視状態が良好の場合は省略できるものとします。

5 ※4を付した点検、測定及び試験は、年次点検（停電）点検周期、又は商用（系統）側を停電する時に行うものとします。

6 ※5を付した点検、測定及び試験は、自立運転機能があり、かつ自立運転出力回路が接続されている場合に※4に準じて行うものとします。

7 発電所においては年次点検（無停電）を行わないものとします。

⑫『清水長崎新田スポーツ広場草刈等維持管理業務』

1 対象

多目的グラウンド周辺（4,200 m²）

場所	面積
スポーツ交流センター東側	168.0 m ²
グラウンド東側	1531.5 m ²
グラウンド南側（トイレ周辺含む）	1645.1 m ²
グラウンド西側	319.6 m ²
グラウンド北側	535.5 m ²
合計	4,199.7 m ²

2 業務内容

- （１）多目的グラウンド周辺の草刈りを実施する。
- （２）特に、隣接する水田周辺については、稲の生育の妨げにならないように入念に実施すること。
- （３）東側については、防球ネットのグラウンド側を実施すること。
- （４）刈り取った草については、すべて搬出処理を実施すること。

3 特記事項

実施日程等については、施設担当者と打ち合わせを実施し、施設運営の妨げにならないよう注意すること。

⑬『清水長崎新田スポーツ広場浄化槽維持管理業務』

1 概要

- （１）処理能力 45 人槽
- （２）処理方式 分離接触ばっ気方式

2 業務内容

- （１）保守点検（月 1 回）

浄化槽法施行規則第 2 条に定める保守点検の技術上の基準に基づき、浄化槽本体、附帯設備の調整、消毒剤の補充等作業を実施すること。

- （２）清掃（年 1 回）

浄化槽内の汚泥、汚水の表面に浮上し堆積したスカム等の引き抜き、引き抜き後の汚泥等の調整、付属機器類の洗浄・清掃を実施すること。

- （３）法定検査（年 1 回）

浄化槽法第 11 条に基づき、指定検査機関の行う水質検査を実施すること。

3 作業日程

保守点検等作業は、施設担当者の指示する日程により行うこととする。

4 作業の報告

保守点検等作業が終了したときは、速やかに結果報告書を提出することとする。

⑭『清水長崎新田スポーツ広場貯水槽清掃業務』

1 対象施設

静岡市清水区長崎新田 207 番地 清水長崎新田スポーツ交流センター
(清水長崎新田スポーツ広場内)

2 対象物件

ステンレス製パネルポンプ室付受水槽 寸 法：1,500×5,000×2,000H
総 容 量：9 m³
有効容量：7.5 m³

3 業務の内容

年 1 回 貯水槽の清掃及び消毒、検査

4 作業日程

作業は、施設担当者の指示する日程により行うこととする。

5 作業の報告

作業が終了したときは、速やかに検査結果報告書を提出することとする。

個人情報の保護に関する取扱仕様書

(個人情報保護の基本原則)

- 1 指定管理業務（以下「業務」という。）の実施に当たり、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別できるものをいう。以下同じ。）について、その保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正に取り扱わなければならない。

(個人情報の漏えい等の禁止)

- 2 指定管理者は、業務に関して、知り得た個人情報の内容を他人に知らせてはならない。この業務が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。

(使用者への周知)

- 3 指定管理者は、その使用する者に対し、在職中及び退職後において、業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は契約の目的以外に利用してはならないこと等の個人情報の保護の徹底に関する事項を周知しなければならない。

(適正な管理)

- 4 指定管理者は、業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止を図るため、管理責任者を選任し、個人情報の適切な管理を行わせる等個人情報の適正な管理について必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

- 5 指定管理者は、業務において個人情報を収集するときは、当該業務を実施するために必要な範囲内で、本人から直接収集しなければならない。

(利用及び提供の制限)

- 6 指定管理者は、市の指示又は承諾があるときを除き、業務に係る個人情報を当該業務の目的以外に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

- 7 指定管理者は、市の指示又は承諾があるときを除き、業務の実施に当たり市から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

- 8 指定管理者は、業務の実施に当たり市から提供され、又は指定管理者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務の終了後直ちに市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、市が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(再委託等における個人情報の取扱い)

- 9 指定管理者は、市の承認を受けて業務を再委託する場合は、再委託を受けた者との間で締結する契約書等に、この個人情報の保護に関する規定を準用する旨を明記しなければならない。この場合において、指定管理者は、当該契約書等の締結後、速やかにその写しを市に提出するものとする。

(事故発生時における報告)

- 10 指定管理者は、業務の実施において、この仕様書に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに市に報告し、市の指示に従うものとする。業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

静岡市防犯カメラ等の個人情報の保護に配慮した設置及び運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が設置し、又は管理する防犯カメラ等の設置及び運用に関し、個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、市民等の権利利益を保護するため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ等 犯罪の防止を目的とする防犯カメラ及び防災、施設管理等を目的とする監視カメラで、特定の場所に継続的に設置され、かつ、特定の個人を識別できる画像を撮影する可能性のあるものをいう。
- (2) 個人情報画像 防犯カメラ等により記録された画像のうち、当該画像から特定の個人を識別できるものをいう。
- (3) 実施機関 市長その他の市の執行機関、公営企業管理者、消防長及び市議会のうち、防犯カメラ等を設置し、又は管理するものをいう。

(委託に伴う措置)

第3条 実施機関は、防犯カメラ等の設置又は管理の委託(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2 第3項の規定により同法第244条第1項に規定する公の施設の管理を指定管理者に行わせることを含む。以下同じ。)を行うに当たっては、個人情報画像の保護のため、契約書等に委託を受けた者が遵守すべき事項等を明記する等の必要な措置を講じるものとする。

(防犯カメラ等の設置場所)

第4条 実施機関は、防犯カメラ等の設置に当たっては、設置目的を達成するために必要最小限度の撮影範囲となる場所に設置するものとする。

(防犯カメラ等の設置の表示)

第5条 実施機関は、防犯カメラ等の撮影対象区域内外の見やすい場所に、防犯カメラ等を設置している旨並びに第7条に規定する防犯カメラ等管理責任者及びその連絡先を容易に視認できる方法により表示するものとする。

(画像表示装置及び録画装置の設置場所)

第6条 実施機関は、防犯カメラ等の画像表示装置又は録画装置を設置する場合は、施錠ができる室内等で、かつ、実施機関の職員以外の者が見通すことのできない場所に設置するものとする。

(管理責任者の設置等)

第7条 実施機関は、個人情報画像の適正な取得及び安全管理を図るため、防犯カメラ等の撮影対象区域ごとに、防犯カメラ等管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとする。

- 2 管理責任者は、当該防犯カメラ等の管理を担当する所属の長又はこれに相当する職にある者をもって充てる。
- 3 管理責任者は、個人情報画像の漏えい、滅失又はき損の防止その他の画像の安全管理のために必要な措置を講じるものとする。

(防犯カメラ等の画像表示装置及び録画装置の操作者の指定)

第8条 防犯カメラ等の画像表示装置及び録画装置は、管理責任者がその操作を行う者として指定した者以外の者は、その操作を行うことができない。

(個人情報画像の保存等)

第9条 実施機関は、個人情報画像を保存する場合は、当該画像を加工することなく、撮影時の状態のままで保存するものとする。

2 防犯カメラ等の設置目的を達成するために必要な場合を除き、個人情報画像を複写してはならない。

3 実施機関の職員等は、管理責任者の許可なく、個人情報画像を記録した記録媒体（以下「記録媒体」という。）を防犯カメラ等の画像表示装置又は録画装置の設置場所以外に持ち出してはならない。

4 個人情報画像の保存期間は、原則として2週間以内の必要最小限度の期間とする。ただし、これにより難い事情がある場合は、当該防犯カメラ等の設置目的に応じ、管理責任者が保存期間を別に定めるものとする。

5 保存期間を経過した個人情報画像については、漏えい防止のため、これを確実に速やかに消去するものとする。

6 記録媒体の廃棄に当たっては、漏えい防止のため、破砕等の措置を講じるものとする。

(苦情の処理)

第10条 実施機関は、個人情報画像の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別紙5 市と指定管理者のリスク分担表

項 目		負 担	
		市	指定管理者
法令変更	施設管理・運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令変更		○
税制変更	消費税（地方消費税を含む。）率等の変更	協議事項	
	法人税・法人市民税率等の変更		○
	事業所税率等の変更	協議事項	
	それ以外で管理運営に影響するもの	協議事項	
許認可	市が取得すべき許認可等の遅延・失効など	○	
	指定管理者が取得すべき許認可の遅延・失効など		○
周辺地域・住民への対応	地域との協調		○
	指定管理業務の内容に対する住民からの要望等		○
	上記以外の事項	○	
運営リスク	市の管理上の責めによる施設・設備・備品の不備による事故や火災等による臨時休館等に伴う運営リスク	○	
	市の管理上の責めによらない施設・設備・備品の不備による事故や火災等による臨時休館等に伴う運営リスク	協議事項	
利用者等への損害賠償	市に帰責事由があるもの	○	
	指定管理者に帰責事由があるもの		○
	上記以外の理由により第三者に与えた損害	協議事項	
事業中止・変更	市の指示、議会の不承認等による事業の中止・延期など（予算案の不承認、政策変更等）	○	
	上記以外の事由による事業の中止・延期など（不可抗力を除く。）		○
政治・行政的理由による事業変更	政治的・行政的理由により、施設管理・運営業務の継続に支障が生じた場合、又は指定管理業務の内容変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の当該事情による増加経費負担	協議事項	
再委託管理	指定管理者が締結する契約の相手方の管理等		○
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動、その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う施設・設備の復旧経費及び業務履行不能	○	
	不可抗力による事故時の適切な処理		○
	新型コロナウイルスその他新たに発生した感染症等による管理運営の中断や対策等に要する経費	協議事項	
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	指定管理者が作成した書類等の内容の誤りによるもの		○
施設・設備・物品等の損傷	指定管理者の故意又は重大な過失によるもの		○
	施設・設備の設計・構造上の原因によるもの	○	
	上記以外の経年劣化、第三者の行為で相手方が特定できないもの等（1施設につき30万円以下の小規模なもの）		○
	上記以外の経年劣化、第三者の行為で相手方が特定できないもの等（上記以外）	協議事項	
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生等		○
事業終了時の費用	指定管理期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

静岡市指定管理料スライド制度の手引

静岡市（社会共有資産利活用推進課・財政課）

令和 7 年 4 月

目次

1	趣旨.....	2
2	概要.....	2
3	賃金水準の変動に伴うスライド.....	3
4	物価水準の変動に伴うスライド.....	5
5	制度運用スケジュール.....	6
6	その他の取扱い.....	7
	指定管理料スライド額の反映状況に関する報告書.....	8

1 趣旨

これまでの指定管理者制度の運用では、指定期間中の賃金水準・物価水準の変動による影響は、あらかじめ事業者が想定した上で応募するものとして、指定管理料に反映することはしていなかったが、近年は最低賃金の上昇や物価高騰による管理運営経費の増加が、指定管理施設の管理運営に大きな影響を及ぼしている。

今後も賃金水準・物価水準の更なる上昇が見込まれることから、指定管理施設の安定的な管理運営を図るため、賃金水準・物価水準を測る指標等に一定以上の変動がみられた場合に、2年目以降の指定管理料を変更する仕組みである「指定管理料スライド制度」（以下「スライド制度」という。）を導入する。

2 概要

（1）基本的な考え方

指定期間2年目以降の指定管理料について、募集時に市が提示した人件費、事業費、施設費（これらの費目に乗じて算出される経費を含む）の積算額に指定管理料上限額に対する請負率を乗じて得た額（以下「基準額」とする。）を基として、賃金水準及び物価水準の変動を反映するための見直し計算を行い、算出したスライド額を翌年度の指定管理料に反映する。

（2）対象施設

令和7年度以降、指定期間が開始する全ての指定管理施設を対象とする。

（3）適用時期

指定管理2年目の指定管理料からスライド制度を適用する。

※指定管理初年度の指定管理料については、募集時の積算に現在の賃金水準や物価水準が反映されているため、適用の対象としない。

（4）賃金水準・物価水準の変動を算定する指標

①賃金水準

常勤職員の人件費 … 毎年9月頃に静岡市人事委員会が公表する「民間給与実態調査」から算出した年間の給与額

臨時職員の人件費 … 毎年8月頃に静岡労働局が公表し、10月頃に発効される静岡県最低賃金

②物価水準

事業費・施設費 … 日本銀行調査統計局が公表する4月の「企業向けサービス価格指数の総平均（除く国際運輸）」

（5）賃金水準・物価水準の変動のうち指定管理者が負担する範囲

指定期間を通じ、各経費の基準額の±1.5%の範囲は、指定管理者の負担とする。

(6) スライド額の算出方法

「募集時に市が提示した人件費、事業費、施設費（これらの費目に乗じて算出される経費を含む）の積算額に指定管理料上限額に対する請負率を乗じて得た額」（基準額）に、「各指標の変動率」を乗じてそれぞれの増減額を算出し、この増減額から「当該基準額に1.5%を乗じた指定管理者の負担分」を差し引いた額を各経費のスライド額として算出し、次年度の指定管理料へ反映する。（賃金水準・物価水準が下がった場合には、指定管理料を減額する。）

なお、スライド額が各経費の基準額の±1.5%を超えるまでは指定管理者の負担になるため、次年度の指定管理料に反映するスライド額は0円とし、指定管理料の増減は行わない。

<イメージ>

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{〇〇費の} \\ \text{スライド額} \\ \hline \end{array} = \underbrace{\begin{array}{|c|} \hline \text{〇〇費の} \\ \text{積算額} \\ \hline \end{array} \times \text{請負率} \times \text{変動率}}_{\text{基準額}} - \begin{array}{|c|} \hline \text{〇〇費の} \\ \text{積算額} \\ \hline \end{array} \times \text{請負率} \times 1.50\%$$

【増減額】 【指定管理者負担分】

3 賃金水準の変動に伴うスライド

(1) スライド対象とする範囲

①常勤職員の人件費

常勤の職員（常勤の職員と同程度の技能を有するものを含む）の人件費として積算した給料、期末勤勉手当及び法定福利費

②臨時職員の人件費

①以外の職員（パートタイム等の臨時職員）の人件費として積算した賃金、期末勤勉手当及び法定福利費

③ 人件費に連動する管理費

①及び②に経費率10.0%を乗じて算出した管理費

(2) 変動率の算出方法

①常勤職員の人件費

$$\frac{\text{前年度の静岡市人事委員会による民間給与実態調査の額}}{\text{指定管理料積算年度の静岡市人事委員会による民間給与実態調査の額}} - 1 = \text{変動率}$$

②臨時職員の人件費

$$\frac{\text{前年度の静岡県最低賃金}}{\text{指定管理料積算年度の静岡県最低賃金}} - 1 = \text{変動率}$$

※いずれも小数点第4位を四捨五入

(3) スライド額の算出方法

<人件費のスライド額> ※令和8年度の指定管理料の場合の例

$$\begin{aligned}
 \text{A 常勤職員人件費増減額} &= a \text{ 常勤職員人件費の積算額} \times \text{請負率} \times \left(\frac{\text{前年度(R7)の民間給与実態調査の額}}{\text{指定管理料積算年度(R6)の民間給与実態調査の額}} - 1 \right) \\
 \text{B 臨時職員人件費増減額} &= b \text{ 臨時職員人件費の積算額} \times \text{請負率} \times \left(\frac{\text{前年度(R7)の静岡県最低賃金}}{\text{指定管理料積算年度(R6)の静岡県最低賃金}} - 1 \right) \\
 \text{人件費のスライド額} &= (\text{A 常勤職員人件費増減額} + \text{B 臨時職員人件費増減額}) - \text{人件費(a+b)の積算額} \times \text{請負率} \times 1.50\%
 \end{aligned}$$

<人件費に連動する管理費のスライド額>

$$\text{管理費のスライド額} = \text{人件費のスライド額} \times 10.0\% \text{ (経費率)}$$

<制度運用イメージ>



4 物価水準の変動に伴うスライド

(1) スライド対象とする範囲

①事業費

事業費として積算したすべての経費

②施設費

施設費として積算した経費のうち、光熱水費及び燃料費を除く額

※光熱水費及び燃料費については、エネルギー価格高騰の影響や国の補助制度等により、今後の価格の動向が不透明なため、当面は精算を行うこととし、スライド対象には含めない。

③ 事業費・施設費に連動する管理雑費

①及び②に経費率 1.0% を乗じて算出する管理雑費

(2) 変動率の算出方法

①事業費

$$\frac{\text{前年度の企業向けサービス価格指数の総平均の指数}}{\text{指定管理料積算年度の企業向けサービス価格指数の総平均の指数}} - 1 = \text{変動率}$$

②施設費（光熱水費及び燃料費を除く）

$$\frac{\text{前年度の企業向けサービス価格指数の総平均の指数}}{\text{指定管理料積算年度の企業向けサービス価格指数の総平均の指数}} - 1 = \text{変動率}$$

※いずれも小数点第4位を四捨五入

(3) スライド額の算出方法

<事業費・施設費のスライド額> ※令和8年度の指定管理料の場合の例

$$\begin{aligned} \text{事業費のスライド額} &= \text{事業費の積算額} \times \text{請負率} \times \left(\frac{\text{前年度（R7）の企業向けサービス価格指数}}{\text{指定管理料積算年度（R6）の企業向けサービス価格指数}} - 1 \right) \\ &\quad - \text{事業費の積算額} \times \text{請負率} \times 1.50\% \\ \text{施設費のスライド額} &= \text{施設費の積算額} \times \text{請負率} \times \left(\frac{\text{前年度（R7）の企業向けサービス価格指数}}{\text{指定管理料積算年度（R6）の企業向けサービス価格指数}} - 1 \right) \\ &\quad - \text{施設費の積算額} \times \text{請負率} \times 1.50\% \end{aligned}$$

<事業費・施設費に連動する管理雑費のスライド額>

$$\text{管理雑費のスライド額} = \left(\text{事業費のスライド額} + \text{施設費のスライド額} \right) \times 1.0\% \text{（経費率）}$$

5 制度運用スケジュール

			静岡市	指定管理者
指定期間 開始前	募集実施時		・スライド制度に関する事項と、各経費の積算額を仕様書へ明記した上で、指定管理者を募集	
	年度協定締結時		・スライド制度の概要やスライド額の算出方法等を確認した上で、年度協定を締結	
指定期間 中	計算を行う年度	9～10月頃	・賃金水準及び物価水準の変動を算定する各指標の変動率等を指定管理者に通知 ・上記通知を基に翌年度のスライド額を算出し、指定管理者に通知 ・スライド額が生じる場合は翌年度の予算要求額に反映	・通知を参考に、翌年度の賃上げ実施等を検討
		2年目以降	・スライド額を当該年度の指定管理料に反映した上で、年度協定を締結	
		4月 随時	・モニタリング等の機会に賃上げ等の実施状況を確認	・年度終了後、反映状況に関する報告書を市へ提出

(1) 指定期間開始前

- ① 指定管理者の募集時、スライド制度に関する事項と、各経費の積算額を仕様書へ明記した上で、指定管理者を募集する。
- ② 年度協定締結時、市（施設所管課）と指定管理者でスライド制度の概要やスライド額の算出方法等を確認した上で、年度協定を締結する。

(2) 指定期間中

① 計算を行う年度

ア 市（社会共有資産利活用推進課及び財政課）は、賃金水準及び物価水準の変動を算定する各指標の公表時期に合わせて各指標の変動率等を算出し、施設所管課を通して指定管理者に通知する。

イ 市（施設所管課）は、上記アの通知を基に翌年度のスライド額を算出し、指定管理者に通知する。スライド額が生じる場合は、翌年度の指定管理料の予算要求額に反映する。

ウ 指定管理者は、上記ア及びイの通知を参考に、翌年度の賃上げ実施等を検討する。

② 指定期間2年目以降

ア 算出したスライド額を当該年度の指定管理料に反映した上で、年度協定を締結する。

イ 指定管理者は、年度終了後、事業報告書とともに「指定管理料スライド額の反映状況に関する報告書（様式）」を市（施設所管課）へ提出する。

ウ 市（施設所管課）は、モニタリング実施時や事業報告（年度報告）の確認を行う際に、賃金水準の変動に伴う人件費の対応状況について確認を行う。

6 その他の取扱い

(1) 指定期間開始が4月1日以外の場合

新規施設など、指定期間の開始が4月1日以外の施設について、翌年度の見直し計算を行うまでに指定期間が開始している場合は、翌年度の指定管理料から見直し計算の対象とする。

(2) PFI 法に基づく指定管理施設

PFI 法に基づく指定管理施設については、個別の事業契約に基づき物価調整を行うため、本制度は適用しない。

(様式)

指定管理料スライド額の反映状況に関する報告書

年 月 日

賃金水準の変動に伴うスライド額の反映状況について、下記のとおり報告します。

1 基本情報

施設名	
指定期間	年 月 日～ 年 月 日（指定期間 年目）
指定管理者名	

2 賃金水準の変動に伴うスライド額の反映状況

☐ ①職員の人件費に反映した

具体的な反映内容

☐ ②職員の人件費に反映していない

反映していない理由

3 その他

その他、賃金水準の変動に伴う賃上げ等の検討状況や自由意見

別紙7-1

【計算シート（n年度の指定管理料スライド額）】

※黄色セル：入力箇所

単位：円

指定管理料 請負率	:	指定管理料 提案額	÷	指定管理料 上限額	=	請負率 #DIV/0!
--------------	---	-----------	---	-----------	---	----------------

常勤職員人件費の 変動率	:	前年度(n-1)の民間給与実態調査の額	÷	指定管理料積算年度の民間給与実態調査の額	-	1	=	#DIV/0!
-----------------	---	---------------------	---	----------------------	---	---	---	---------

A 常勤職員人件費 増減額	:	a 常勤職員人件費の積算額	×	請負率 #DIV/0!	×	変動率 #DIV/0!	=	#DIV/0!
------------------	---	---------------	---	----------------	---	----------------	---	---------

臨時職員人件費の 変動率	:	前年度(n-1)の静岡県最低賃金	÷	指定管理料積算年度の静岡県最低賃金	-	1	=	#DIV/0!
-----------------	---	------------------	---	-------------------	---	---	---	---------

B 臨時職員人件費 増減額	:	b 臨時職員人件費の積算額	×	請負率 #DIV/0!	×	変動率 #DIV/0!	=	#DIV/0!
------------------	---	---------------	---	----------------	---	----------------	---	---------

指定管理者 負担額	:	(a 常勤職員人件費の積算額×請負率 #DIV/0!	+	b 臨時職員人件費の積算額×請負率 #DIV/0!	)	×	1.50%	=	c #DIV/0!
--------------	---	--------------------------------	---	------------------------------	---	---	-------	---	-----------

→ ± #DIV/0! 円 までは指定管理者の負担とする。

人件費の 増減額	:	A #DIV/0!	+	B #DIV/0!	=	C #DIV/0!
-------------	---	-----------	---	-----------	---	-----------

→ 人件費の増減額（C）と指定管理者負担額（c）を比較し、増減額が負担額の範囲内である場合、スライド額は0円となる。
増減額が負担額の範囲を超える場合、下記計算式により算出される額がスライド額となる。

○人件費の増減額（C）がプラスの場合

人件費の スライド額	:	C #DIV/0!	-	指定管理者負担額 #DIV/0!	=	#DIV/0!
---------------	---	-----------	---	---------------------	---	---------

●人件費の増減額（C）がマイナスの場合

人件費の スライド額	:	C #DIV/0!	+	指定管理者負担額 #DIV/0!	=	#DIV/0!
---------------	---	-----------	---	---------------------	---	---------

別紙7-2

【計算シート（n年度の指定管理料スライド額）】

※黄色セル：入力箇所

単位：円

指定管理料 請負率	:	指定管理料 提案額 0	÷	指定管理料 上限額 0	=	請負率 #DIV/0!
--------------	---	----------------	---	----------------	---	----------------

事業費の 変動率	:	$\frac{\text{前年度(n-1)の企業向けサービス価格指数}}{\text{指定管理料積算年度の企業向けサービス価格指数}} - 1$	=	#DIV/0!
-------------	---	--	---	---------

事業費の 増減額	:	$\text{事業費の積算額} \times \text{請負率} \times \text{変動率}$	=	A #DIV/0!
-------------	---	--	---	-----------

指定管理者 負担額	:	$\text{事業費の積算額} \times \text{請負率} \times 1.50\%$	=	#DIV/0!
--------------	---	--	---	---------

→ ± #DIV/0! 円までは指定管理者の負担とする。

→ 事業費の増減額（A）と指定管理者負担額を比較し、増減額が負担額の範囲内である場合、スライド額は0円となる。
増減額が負担額の範囲を超える場合、下記計算式により算出される額がスライド額となる。

○事業費の増減額（A）がプラスの場合

事業費の スライド額	A #DIV/0!	-	#DIV/0!	=	#DIV/0!
---------------	-----------	---	---------	---	---------

○事業費の増減額（A）がマイナスの場合

事業費の スライド額	A #DIV/0!	+	#DIV/0!	=	#DIV/0!
---------------	-----------	---	---------	---	---------

別紙7-3

【計算シート（n年度の指定管理料スライド額）】

※黄色セル：入力箇所

単位：円

指定管理料 請負率	:	指定管理料 提案額 0	÷	指定管理料 上限額 0	=	請負率 #DIV/0!
--------------	---	----------------	---	----------------	---	----------------

施設費の 変動率	:	前年度(n-1)の企業向けサービス価格指数 指定管理料積算年度の企業向けサービス価格指数	-	1	=	#DIV/0!
-------------	---	--	---	---	---	---------

施設費の 増減額	:	施設費の積算額	×	請負率 #DIV/0!	×	変動率 #DIV/0!	=	A	#DIV/0!
-------------	---	---------	---	----------------	---	----------------	---	---	---------

指定管理者 負担額	:	施設費の積算額×請負率 #DIV/0!	×	1.50%	=	#DIV/0!
--------------	---	------------------------	---	-------	---	---------

→ ± #DIV/0! 円までは指定管理者の負担とする。

→ 施設費の増減額（A）と指定管理者負担額を比較し、増減額が負担額の範囲内である場合、スライド額は0円となる。
増減額が負担額の範囲を超える場合、下記計算式により算出される額がスライド額となる。

○施設費の増減額（A）がプラスの場合

施設費の スライド額	A	#DIV/0!	-	#DIV/0!	=	#DIV/0!
---------------	---	---------	---	---------	---	---------

○施設費の増減額（A）がマイナスの場合

施設費の スライド額	A	#DIV/0!	+	#DIV/0!	=	#DIV/0!
---------------	---	---------	---	---------	---	---------

別紙 7-4

【計算シート（n年度の指定管理料スライド額）】

※黄色セル：入力箇所

単位：円

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{管理費の} \\ \hline \text{スライド額} \\ \hline \end{array} : \begin{array}{|c|} \hline \text{人件費スライド額} \\ \hline \text{ } \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{経費率} \\ \hline 10.0\% \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline 0 \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{管理雑費の} \\ \hline \text{スライド額} \\ \hline \end{array} : \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{事業費スライド額} \\ \hline \text{ } \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{施設費スライド額} \\ \hline \text{ } \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{|c|} \hline \text{経費率} \\ \hline 1.0\% \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline 0 \\ \hline \end{array}$$

キャッシュレス手数料等報告書

(様式)

施 設 名		所管課名	
-------	--	------	--

指定管理者		指定管理形態	
-------	--	--------	--

1 決済端末使用料

経費負担の有無	端末導入月	金額
有	令和 年 月	

2 決済手数料

発生月	内 訳	金額
令和●年 4月	0 件 別紙のとおり	0
令和●年 5月	0 件 別紙のとおり	0
令和●年 6月	0 件 別紙のとおり	0
令和●年 7月	0 件 別紙のとおり	0
令和●年 8月	0 件 別紙のとおり	0
令和●年 9月	0 件 別紙のとおり	0
令和●年 10月	0 件 別紙のとおり	0
令和●年 11月	0 件 別紙のとおり	0
令和●年 12月	0 件 別紙のとおり	0
令和●年 1月	0 件 別紙のとおり	0
令和●年 2月	0 件 別紙のとおり	0
令和●年 3月	0 件 別紙のとおり	0
令和●年度における決済手数料合計		0

3 負担額

負担額(A + B)	0円
--------------	----

別紙 8

令和 年 月	件数	合計額
	0	0

決裁種別	件数	金額	手数料率	金額（消費税込）
VISA/Mastercard	0	0	2.95%	0
JCB/アメリカンエキスプレス/ダイナースクラブ	0	0	3.40%	0
銀聯カード	0	0	3.10%	0
Suica	0	0	2.37%	0
iD	0	0	2.95%	0
楽天Edy	0	0	2.82%	0
WAON	0	0	2.82%	0
nanaco	0	0	2.82%	0
QUIC PAY	0	0	3.40%	0
Pay Pay	0	0	2.95%	0
au Pay	0	0	2.95%	0
メルペイ	0	0	2.95%	0
d払い	0	0	2.95%	0
楽天Pay	0	0	3.04%	0
Jcoin Pay	0	0	2.95%	0
Bank Pay	0	0	2.95%	0
ゆうちょ Pay	0	0	2.95%	0
	0	0		0

内消費税額
0

※金額（消費税込）は小数点以下切り捨て

別表1-1 有度山総合公園運動施設 備品リスト(3万円以上)

備品番号	取得日	品名	規格	金額
0000048813	20020712	コートベンチ	藤栄B-377 コートベンチアルミBB4	43,050
0000048814	20020712	コートベンチ	藤栄B-377 コートベンチアルミBB4	43,050
0000048815	20020712	コートベンチ	藤栄B-377 コートベンチアルミBB4	43,050
0000048816	20020712	コートベンチ	藤栄B-377 コートベンチアルミBB4	43,050
0000048817	20020712	コートベンチ	藤栄B-377 コートベンチアルミBB4	43,050
0000048818	20020712	コートベンチ	藤栄B-377 コートベンチアルミBB4	43,050
0000048819	20020712	コートベンチ	藤栄B-377 コートベンチアルミBB4	43,050
0000048820	20020712	コートベンチ	藤栄B-377 コートベンチアルミBB4	43,050
0000048821	20020712	コートベンチ	藤栄B-377 コートベンチアルミBB4	43,050
0000048822	20020712	コートベンチ	藤栄B-377 コートベンチアルミBB4	43,050
0000048823	20020712	コートベンチ	藤栄B-377 コートベンチアルミBB4	43,050
0000048824	20020712	コートベンチ	藤栄B-377 コートベンチアルミBB4	43,050
0000048825	20020712	コートベンチ	藤栄B-377 コートベンチアルミBB4	43,050
0000048826	20020712	コートベンチ	藤栄B-377 コートベンチアルミBB4	43,050
0000048827	20020712	コートベンチ	藤栄B-377 コートベンチアルミBB4	43,050
0000048828	20020712	コートベンチ	藤栄B-377 コートベンチアルミBB4	43,050
0000048829	20020712	コートベンチ	藤栄B-377 コートベンチアルミBB4	43,050
0000048830	20020712	コートベンチ	藤栄B-377 コートベンチアルミBB4	43,050
0000048831	20020712	コートベンチ	藤栄B-377 コートベンチアルミBB4	43,050
0000048832	20020712	コートベンチ	藤栄B-377 コートベンチアルミBB4	43,050
0000048841	20020617	スコアボード	別添仕様書のとおり(特注)	71,400
0000048842	20020617	スコアボード	別添仕様書のとおり(特注)	71,400
0000048843	20020617	スコアボード	別添仕様書のとおり(特注)	71,400
0000048844	20020617	スコアボード	別添仕様書のとおり(特注)	71,400
0000048845	20020617	スコアボード	別添仕様書のとおり(特注)	71,400
0000048846	20020617	スコアボード	別添仕様書のとおり(特注)	71,400
0000048847	20020617	スコアボード	別添仕様書のとおり(特注)	71,400
0000048848	20020617	スコアボード	別添仕様書のとおり(特注)	71,400
0000048849	20020617	スコアボード	別添仕様書のとおり(特注)	71,400
0000048850	20020617	スコアボード	別添仕様書のとおり(特注)	71,400
0000048851	20020617	スコアボード	別添仕様書のとおり(特注)	71,400
0000048852	20020617	スコアボード	別添仕様書のとおり(特注)	71,400
0000048853	20020617	スコアボード	別添仕様書のとおり(特注)	71,400
0000048854	20020617	スコアボード	別添仕様書のとおり(特注)	71,400
0000048855	20020617	スコアボード	別添仕様書のとおり(特注)	71,400
0000048856	20020617	スコアボード	別添仕様書のとおり(特注)	71,400
0000052794	20021225	耐火金庫用保管庫	ライオン ES-11H	208,500
0000052811	20021226	ホール用丸テーブル	コクヨ LT-M316	32,700
0000052812	20021226	ホール用丸テーブル	コクヨ LT-M316	32,700
0000052813	20021226	ホール用丸テーブル	コクヨ LT-M316	32,700
0000052819	20021226	冷蔵庫	ナショナルNR-B16RA	45,045
0000053095	20030116	硬式テニスネット	全天候式・上部ダブル KT2227	39,700
0000053096	20030116	硬式テニスネット	全天候式・上部ダブル KT2227	39,700
0000053396	20030131	コインロッカー	別紙仕様書のとおり	72,525
0000053397	20030131	コインロッカー	別紙仕様書のとおり	72,525
0000087840	20040618	自動券売機	別紙仕様書のとおり	2,520,000
0000110204	20070306	収納ボックス	壁掛け式	65,310
0000167058	20111205	草刈機	ゼノア製TR2310W EZ両手ハンドル	33,000
0000167059	20111205	草刈機	ゼノア製TR2310W EZ両手ハンドル	33,000
0000167060	20111205	草刈機	ゼノア製TR2310W EZ両手ハンドル	33,000
0000167061	20111205	芝刈機	ホンダ製HRX537	153,000
0000185210	20160226	硬式テニスネット全天候式上部ダブルネット	KTネット KT6227	42,660
0000185211	20160226	硬式テニスネット全天候式上部ダブルネット	KTネット KT6227	42,660
0000185212	20160226	硬式テニスネット全天候式上部ダブルネット	KTネット KT6227	42,660
0000185213	20160226	硬式テニスネット全天候式上部ダブルネット	KTネット KT6227	42,660
0000185214	20160226	硬式テニスネット全天候式上部ダブルネット	KTネット KT6227	42,660
0000187475	20160324	芝刈機	HONDA製HRX537	143,208
0000194906	20170623	(全天候型)硬式テニスネット(上段オールダブルネット)	TN-11-2086	33,048
0000194907	20170623	(全天候型)硬式テニスネット(上段オールダブルネット)	TN-11-2086	33,048
0000194908	20170623	(全天候型)硬式テニスネット(上段オールダブルネット)	TN-11-2086	33,048
0000194909	20170623	(全天候型)硬式テニスネット(上段オールダブルネット)	TN-11-2086	33,048
0000197237	20180323	テント	不明	75,000
0000251111	20180523	両面脚付ホワイトボード	ライオン NR-31NB	53,000
0000251112	20180523	両面脚付ホワイトボード	ライオン NR-31NB	53,000
0000254623	20181122	審判台	トーエイライト B-2055/B-2256	43,200
0000254911	20181213	硬式テニスネット	TN-11-2086	32,940
0000254912	20181213	硬式テニスネット	TN-11-2086	32,940
0000257159	20190729	自動体外式除細動器(AED)	フィリップス社製ハートスタートFRx+	84,240
0000258187	20191016	審判台	トーエイライトRV150	41,250
0000258188	20191016	審判台	トーエイライトRV150	41,250
0000258189	20191016	審判台	トーエイライトRV150	41,250

別表1-1 有度山総合公園運動施設 備品リスト(3万円以上)

0000260254	20200717	硬式テニスネット	テイエヌネット(株) TN-11-2086	35,750
0000260255	20200717	硬式テニスネット	テイエヌネット(株) TN-11-2086	35,750
0000260643	20200914	審判台	トーエイライト テニス審判台RV150(B-2784)ノ審判台用デスク(B-2256)	43,500
0000260644	20200914	審判台	トーエイライト テニス審判台RV150(B-2784)ノ審判台用デスク(B-2256)	43,500
0000264887	20211005	タッチパネル式自動券売機	VT-T20V-S-H	1,980,000
0000265746	20220210	硬式テニスネット	TNネット TN-11-2086	36,500
0000267440	20220822	審判台	トーエイライト テニス審判台RV150(B-2784)ノ審判台用デスク(B-2256B)	49,000
0000267441	20220822	審判台	トーエイライト テニス審判台RV150(B-2784)ノ審判台用デスク(B-2256B)	49,000
0000271813	20230626	硬式テニスネット	TN-11-2086	37,950
0000271814	20230626	硬式テニスネット	TN-11-2086	37,950
0000271815	20230626	硬式テニスネット	TN-11-2086	37,950
0000276360	20240725	スポーツアルミベンチSG150(トーエイライトB-6063)		63,800
0000276361	20240725	スポーツアルミベンチSG150(トーエイライトB-6063)		63,800

別表 1-2 城北運動場 備品リスト（3万円以上）

備品番号	取得日	品名	規格	金額
0000029677	19921126	ロビーチェア	ウチダUC-113	30,817
0000029678	19921126	ロビーチェア	ウチダUC-113	30,817
0000029680	19921126	ロビーチェア	ウチダUC-113	30,817
0000029686	19830331	ロッカー	6人用HLS-9832-80	47,000
0000029687	19830331	ロッカー	6人用HLS-9832-80	47,000
0000029688	19830331	ロッカー	6人用HLS-9832-80	47,000
0000029689	19830331	ロッカー	6人用HLS-9832-80	47,000
0000029690	19830331	ロッカー	6人用HLS-9832-80	47,000
0000029691	19830331	ロッカー	6人用HLS-9832-80	47,000
0000029692	19830331	ロッカー	6人用HLS-9832-80	47,000
0000029693	19830331	ロッカー	6人用HLS-9832-80	47,000
0000029694	19830331	ロッカー	6人用HLS-9832-80	47,000
0000029695	19830331	ロッカー	6人用HLS-9832-80	47,000
0000029697	19900420	ホワイトボード	ライオンHM11NS	36,800
0000029710	19951106	テニスネット	硬式用	35,500
0000029711	19951106	テニスネット	硬式用	35,500
0000110203	20070306	収納ボックス	壁掛け式	65,310
0000184366	20160205	ホワイトボード	RM-1INC	68,200
0000194911	20170623	(全天候型) 硬式テニスネット (上段オールダブルネット)	TN-11-2086	33,048
0000252117	20180611	コートベンチ	トーエイライト B-2726	36,000
0000252118	20180611	コートベンチ	トーエイライト B-2726	36,000
0000252119	20180611	コートベンチ	トーエイライト B-2726	36,000
0000252120	20180611	コートベンチ	トーエイライト B-2726	36,000
0000254913	20181213	硬式テニスネット	TN-11-2086	32,940
0000254914	20181213	硬式テニスネット	TN-11-2086	32,940
0000257160	20190729	自動体外式除細動器 (AED)	フィリップス社製ハートスタートFRx+	84,240
0000258294	20191108	硬式テニスネット	TN-11-2086	35,750
0000258295	20191108	硬式テニスネット	TN-11-2086	35,750
0000261260	20201201	硬式テニスネット	テイエヌネット(株) TN-11-2086	36,300
0000264196	20210721	耐火金庫	エイコー BES-25PK テンキー式+シリンダー錠	72,800
0000265747	20220210	硬式テニスネット	TNネット TN-11-2086	36,500
0000271817	20230626	硬式テニスネット	TN-11-2086	37,950

別表 1-3 清水長崎新田スポーツ広場 備品リスト (3万円以上)

備品番号	取得日	品名	規格	金額
0000092861	20050331	テーブル	BT-T255F1	45,885
0000092862	20050331	平机	SD-BSN147LF11	42,735
0000092864	20050331	片袖机	SD-BSN107LV3F11	49,875
0000092865	20050331	片袖机	SD-BSN107LV3F11	49,875
0000092869	20050331	テーブル	CN-290T1	68,985
0000092870	20050331	A4サイズ保管庫	S-325GF1N	42,105
0000092871	20050331	A4サイズ保管庫	S-325GF1N	42,105
0000092965	20050331	フットサルゴール	トーエイ B-5890	157,400
0000092966	20050331	フットサルゴール	トーエイ B-5890	157,400
0000093234	20050331	ロビーチェア	3人用	105,840
0000093235	20050331	ロビーチェア	3人用	131,250
0000093236	20050331	ベンチ	3人掛け	46,410
0000093237	20050331	ベンチ	3人掛け	46,410
0000093238	20050331	ベンチ	3人掛け	46,410
0000093239	20050331	ベンチ	3人掛け	46,410
0000093240	20050331	ベンチ	3人掛け	46,410
0000093241	20050331	アームチェア	3人掛け	50,820
0000093242	20050331	アームチェア	3人掛け	50,820
0000093243	20050331	アームチェア	3人掛け	50,820
0000093244	20050331	アームチェア	3人掛け	50,820
0000093245	20050331	アームチェア	3人掛け	50,820
0000093246	20050331	コインロッカー	8人用	91,560
0000093247	20050331	コインロッカー	8人用	91,560
0000093248	20050331	コインロッカー	8人用	91,560
0000093249	20050331	コインロッカー	8人用	91,560
0000093251	20050331	変形テーブル	図書閲覧室用	58,170
0000093252	20050331	変形テーブル	図書閲覧室用	58,170
0000093253	20050331	円形テーブル	厨房用	59,850
0000093254	20050331	円形テーブル	厨房用	59,850
0000093255	20050331	円形テーブル	厨房用	59,850
0000093256	20050331	スチール製平行スタッキング式会議机	ホウトク エディター FXL33M	32,812
0000093257	20050331	スチール製平行スタッキング式会議机	ホウトク エディター FXL33M	32,812
0000093258	20050331	スチール製平行スタッキング式会議机	ホウトク エディター FXL33M	32,812
0000093259	20050331	スチール製平行スタッキング式会議机	ホウトク エディター FXL33M	32,812
0000093260	20050331	スチール製平行スタッキング式会議机	ホウトク エディター FXL33M	32,812
0000093261	20050331	スチール製平行スタッキング式会議机	ホウトク エディター FXL33M	32,812
0000093262	20050331	スチール製平行スタッキング式会議机	ホウトク エディター FXL33M	32,812
0000093263	20050331	スチール製平行スタッキング式会議机	ホウトク エディター FXL33M	32,812
0000093264	20050331	スチール製平行スタッキング式会議机	ホウトク エディター FXL33M	32,812
0000093265	20050331	スチール製平行スタッキング式会議机	ホウトク エディター FXL33M	32,812
0000093266	20050331	スチール製平行スタッキング式会議机	ホウトク エディター FXL33M	32,812
0000093267	20050331	スチール製平行スタッキング式会議机	ホウトク エディター FXL33M	32,812
0000093268	20050331	スチール製平行スタッキング式会議机	ホウトク エディター FXL33M	32,812
0000093269	20050331	スチール製平行スタッキング式会議机	ホウトク エディター FXL33M	32,812
0000093270	20050331	スチール製平行スタッキング式会議机	ホウトク エディター FXL33M	32,812
0000093271	20050331	スチール製平行スタッキング式会議机	ホウトク エディター FXL33M	32,812
0000093272	20050331	スチール製平行スタッキング式会議机	ホウトク エディター FXL33M	32,812
0000093273	20050331	スチール製平行スタッキング式会議机	ホウトク エディター FXL33M	32,812
0000093274	20050331	スチール製平行スタッキング式会議机	ホウトク エディター FXL33M	32,812
0000093275	20050331	スチール製平行スタッキング式会議机	ホウトク エディター FXL33M	32,812
0000093276	20050331	スチール製平行スタッキング式会議机	ホウトク エディター FXL33M	32,812
0000093277	20050331	スチール製平行スタッキング式会議机	ホウトク エディター FXL33M	32,812
0000093278	20050331	スチール製平行スタッキング式会議机	ホウトク エディター FXL33M	32,812
0000093279	20050331	スチール製平行スタッキング式会議机	ホウトク エディター FXL33M	32,812
0000093280	20050331	スチール製平行スタッキング式会議机	ホウトク エディター FXL33M	32,812
0000093281	20050331	スチール製平行スタッキング式会議机	ホウトク エディター FXL33M	32,812
0000093282	20050331	スチール製平行スタッキング式会議机	ホウトク エディター FXL33M	32,812
0000093283	20050331	スチール製平行スタッキング式会議机	ホウトク エディター FXL33M	32,812
0000093284	20050331	スチール製平行スタッキング式会議机	ホウトク エディター FXL33M	32,812
0000093285	20050331	スチール製平行スタッキング式会議机	ホウトク エディター FXL33M	32,812
0000093286	20050331	スチール製平行スタッキング式会議机	ホウトク エディター FXL33M	32,812
0000093287	20050331	スチール製平行スタッキング式会議机	ホウトク エディター FXL33M	32,812
0000093288	20050331	スチール製平行スタッキング式会議机	ホウトク エディター FXL33M	32,812
0000093289	20050331	スチール製平行スタッキング式会議机	ホウトク エディター FXL33M	32,812
0000093295	20050331	卓球台	MG-25 P603B	97,650
0000093298	20050331	移動黒板	BBE702	39,564
0000093299	20050331	移動黒板	BBE702	39,564
0000093300	20050331	演台	PQC11	90,300
0000093305	20050331	パンフレットスタンド	PR783-10	42,735
0000093306	20050331	パンフレットスタンド	PR753	38,955
0000093307	20050331	壁面ガラス	W900×H1800	33,285

別表 1-3 清水長崎新田スポーツ広場 備品リスト (3万円以上)

0000093308	20050331	壁面ガラス	W900×H1800	33,285
0000093309	20050331	壁面ガラス	W900×H1800	33,285
0000093310	20050331	電子レジスター	TE-3000-15M	94,500
0000093391	20050331	DVD	シャープ VHS+DVD DV-RW190	45,800
0000093392	20050331	液晶テレビ	シャープ LC-20C5-S	95,000
0000093395	20050331	電動自転車	EHD632A	85,360
0000093396	20050331	掛時計	RE556B	36,750
0000093453	20050331	トレーユニット	S-A432F1N	31,395
0000093455	20050331	AVラック	BD-VS105RN	73,290
0000093456	20050331	両袖机	SD-BSN147DC3F11	65,625
0000093457	20050331	アオーディオンスクリーン	SN-A65KG	56,280
0000094025	20050331	コインロッカー	車椅子対応	112,980
0000094026	20050331	コインロッカー	車椅子対応	112,980
0000094126	20050331	花台	PQC50S	53,550
0000094127	20050331	司会者卓子	PQC10S	88,200
0000105707	19971207	硬式テニスネット	トーエイライトB-6135	58,800
0000105708	19971207	硬式テニスネット	トーエイライトB-6135	58,800
0000105709	19971207	硬式テニスネット	トーエイライトB-6135	58,800
0000155898	20091104	球技用具	少年用サッカーゴール	150,000
0000155899	20091104	球技用具	少年用サッカーゴール	150,000
0000155900	20091104	球技用具	少年用サッカーゴール	150,000
0000155901	20091104	球技用具	少年用サッカーゴール	150,000
0000163273	20110324	卓球台	KAWAI KSN505B	99,700
0000167676	20120308	硬式テニスネット	硬式テニスネット 上段ダブル 黒	30,870
0000167677	20120308	硬式テニスネット	硬式テニスネット 上段ダブル 黒	30,870
0000176760	20140317	フットサルゴール	FLAP F4312	51,450
0000176761	20140317	フットサルゴール	FLAP F4312	51,450
0000179836	20150204	卓球台	KSN515B	87,372
0000179837	20150204	卓球台	KSN515B	87,372
0000180265	20150311	サッカーゴール (一般)	テクノ蹴ストライカーS70 オールアルミ3-21-710	144,500
0000180266	20150311	サッカーゴール (一般)	テクノ蹴ストライカーS70 オールアルミ3-21-710	144,500
0000194758	20170525	保管庫	耐火金庫 SDM-XN (W463×D520×H669)	110,800
0000194912	20170623	(全天候型) 硬式テニスネット (上段オールダブルネット)	TN-11-2086	33,048
0000252121	20180611	コートベンチ	トーエイライト B-6063	43,000
0000252122	20180611	コートベンチ	トーエイライト B-6063	43,000
0000252123	20180611	コートベンチ	トーエイライト B-6063	43,000
0000254917	20181213	硬式テニスネット	TN-11-2086	32,940
0000256825	20190627	卓球台	(株)三英 13-653 PV-DX	117,720
0000256826	20190627	卓球台	(株)三英 13-653 PV-DX	117,720
0000257161	20190729	自動体外式除細動器 (AED)	フィリップス社製ハートスタートFRx+	84,240
0000258177	20191011	吸水ローラー	三和体育 S-2067	99,000
0000258233	20190927	冷蔵庫	パナソニック NRB250T	68,904
0000258296	20191108	硬式テニスネット	TN-11-2086	35,750
0000260167	20200626	卓球台	(株)三英 13-458 NV2-DX-W	132,000
0000260168	20200626	卓球台	(株)三英 13-458 NV2-DX-W	132,000
0000260501	20200727	AI体温検知カメラ		286,000
0000261261	20201201	硬式テニスネット	テイエヌネット(株) TN-11-2086	36,300
0000261491	20201225	コートベンチ	トーエイライト アルミベンチSG150 B-6063	46,000
0000261492	20201225	コートベンチ	トーエイライト アルミベンチSG150 B-6063	46,000
0000264932	20211022	硬式テニスネット	TNネット TN-11-2086	36,850
0000268709	20220930	卓球台	(株)三英 13-458 NV2-DX-W	144,000
0000268710	20220930	卓球台	(株)三英 13-458 NV2-DX-W	144,000
0000271816	20230626	硬式テニスネット	TN-11-2086	37,950
0000274269	20231222	一般用サッカーゴールネット		67,000
0000274270	20231222	少年用サッカーゴールネット		50,000
0000274271	20231222	少年用サッカーゴールネット		50,000
0000274272	20231222	ミニサッカーゴールネット		32,000
0000274273	20231222	ミニサッカーゴールネット		32,000
0000276360	20240725	スポーツアルミベンチSG150 (トーエイライトB-6063)		63,800
0000276361	20240725	スポーツアルミベンチSG150 (トーエイライトB-6063)		63,800

別表２ 利用料金の限度額と現在の利用料金

１ 有度山総合公園運動施設

（１）テニスコートの利用料金

施設名	利用区分	単位	条例での限度額	承認額
テニスコート	一般	１面１利用区分帯につき	１,２２０円	１,２２０円
	生徒等及び７０歳以上の者	１面１利用区分帯につき	８６０円	８６０円

備考

１ 「生徒等」とは、次に掲げる者をいう。

（１）高等学校、中学校及び小学校の在学者並びにこれらに準ずる者

（２）幼稚園の在園者及びこれに準ずる者

２ 「一般」とは、生徒等及び７０歳以上の者以外の者をいう。ただし、３歳未満の者を除く。

３ 「１利用区分帯」とは、静岡市有度山総合公園運動施設条例（平成１５年市条例第２３３号。以下「条例」という。）第３条に規定するテニスコートの供用時間を当該供用時間の開始時刻から２時間までごとに区分した時間帯をいう。ただし、次に掲げる時間については、１時間までごとに区分した時間帯とし、その場合の利用料金は、１利用区分帯につきこの表による金額の２分の１に相当する額とする。

（１）次に掲げる期間の区分に応じ、次に定める時間

ア ４月１日から５月３１日までの期間及び８月１日から８月３１日までの期間 午後５時から午後６時までの時間

イ ６月１日から７月３１日までの期間 午後５時から午後７時までの時間

ウ ９月１日から１０月３１日までの期間及び２月１日から３月３１日までの期間 午後３時から午後５時までの時間

エ １１月１日から翌年の１月３１日までの期間 午後３時から午後４時までの時間

（２）利用日の当日において、新たに同日の利用に係る条例第５条第１項の規定による利用の許可を受けた場合における当該新たな許可に係る時間

４ 条例第３条第３項の規定により供用時間を変更した場合の当該変更した時間に係る利用料金は、１時間（１時間に満たないときは、１時間とみなす。）につきこの表による金額の２分の１に相当する額とする。

５ 利用者が、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表による金額の３倍の額とする。

６ 条例第４条ただし書の規定により休場日を変更した日に利用する場合の利用料金は、この表による金額に当該額の２割に相当する額を加算した額とする。

７ 利用のための準備及び原状回復のための時間は、利用時間に含む。

８ 利用料金の限度額の計算において１０円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(2) ターゲットバードゴルフ・グラウンドゴルフ場の利用料金

施設名	利用区分	単位	条例での限度額	承認額
ターゲットバードゴルフ・グラウンドゴルフ場	専用利用（1面につき） アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合 一般	半日 午前9時から午後0時45分まで又は午後1時15分から午後5時まで	11,970 円	11,970 円
	専用利用（1面につき） アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合 生徒等及び70歳以上の者	半日 午前9時から午後0時45分まで又は午後1時15分から午後5時まで	8,400 円	8,400 円
	専用利用（1面につき） アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合 一般	全日 午前9時から午後5時まで	23,940 円	23,940 円
	専用利用（1面につき） アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合 生徒等及び70歳以上の者	全日 午前9時から午後5時まで	16,800 円	16,800 円
	専用利用（1面につき） その他の場合	半日 午前9時から午後0時45分まで又は午後1時15分から午後5時まで	59,820 円	59,820 円
	専用利用（1面につき） その他の場合	全日 午前9時から午後5時まで	119,640 円	119,640 円
	個人利用（1面につき） 当日券（1人半日につき） 一般	半日 午前9時から午後0時45分まで又は午後1時15分から午後5時まで	520 円	310 円
	個人利用（1面につき） 当日券（1人半日につき） 生徒等及び70歳以上の者	半日 午前9時から午後0時45分まで又は午後1時15分から午後5時まで	260 円	160 円

ターゲットバードゴルフ・グラウンドゴルフ場	個人利用（1面につき） 回数券（11枚つづり。1枚の利用は、半日につき） 一般	半日 午前9時から午後0時 45分まで又は午後1時 15分から午後5時まで	5,200 円	3,100 円
	個人利用（1面につき） 回数券（11枚つづり。1枚の利用は、半日につき） 生徒等及び70歳以上の者	半日 午前9時から午後0時 45分まで又は午後1時 15分から午後5時まで	2,600 円	1,600 円

備考

- 「専用利用」とは、競技会その他これに類する催しにおいて、施設を専用で利用することをいう。
- 「生徒等」とは、次に掲げる者をいう。
 - 高等学校、中学校及び小学校の在学者並びにこれらに準ずる者
 - 幼稚園の在園者及びこれに準ずる者
- 「一般」とは、生徒等及び70歳以上の者以外の者をいう。ただし、3歳未満の者を除く。
- 条例第3条第3項の規定により供用時間を変更した場合の当該変更した時間に係る利用料金は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき、この表の半日の区分における金額の1時間分に相当する額とする。
- 利用許可を受けた時間区分を延長して午後0時45分から午後1時15分までの時間を専用利用する場合の当該時間の利用料金は、この表の半日の区分における金額の30分分に相当する額とする。
- 利用者が、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表による金額の3倍の額とする。
- 条例第4条ただし書の規定により休場日を変更した日に専用利用する場合の利用料金は、この表による金額に当該額の2割に相当する額を加算した額とする。
- 利用のための準備及び原状回復のための時間は、利用時間に含む。
- 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

（3）クラブハウスの利用料金

施設名	利用区分	単位	条例での限度額	承認額
多目的室	一般	1利用区分帯につき	310 円	310 円
	生徒等及び70歳以上の者	1利用区分帯につき	220 円	220 円

備考

- 「生徒等」とは、次に掲げる者をいう。
 - 高等学校、中学校及び小学校の在学者並びにこれらに準ずる者
 - 幼稚園の在園者及びこれに準ずる者
- 「一般」とは、生徒等及び70歳以上の者以外の者をいう。ただし、3歳未満の者を除く。
- 「1利用区分帯」とは、条例第3条に規定する運動施設の供用時間を当該供用時間の開始時

刻から1時間までごとに区分した時間帯をいう。

- 4 条例第3条第3項の規定により供用時間を変更した場合の当該変更した時間に係る利用料金は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき1利用区分帯に対応する金額に相当する額とする。

（4）附帯設備及び器具の利用料金

ア ターゲットバードゴルフ

施設名	種類	単位	条例での限度額	承認額
ターゲットバードゴルフ場	クラブ	1本	100円	100円
	スイングマット	1枚	50円	50円
	羽球	1個	50円	50円

イ グラウンドゴルフ

施設名	種類	単位	条例での限度額	承認額
グラウンドゴルフ場	スティック	1本	100円	100円
	ボール	1個	50円	50円

ウ クラブハウス

施設名	種類	単位	条例での限度額	承認額
クラブハウス	シャワー	1回につき	100円	100円

備考

- 1 ア及びイの表に掲げる器具以外の器具の利用料金は、類似する器具の金額に準じて算定した額とする。
- 2 ア及びイの表にあっては、運動施設の利用許可を受けた1日の連続した時間区分における利用を「1回」とする。ただし、管理上支障がない場合は、この限りでない。

2 城北運動場

施設名	利用区分		単位	条例での限度額	承認額
テニス場	一般		1面1利用区分帯につき	1,220円	1,220円
	生徒等及び70歳以上の者		1面1利用区分帯につき	860円	860円
相撲場	一般		1時間につき	150円	150円
	生徒等及び70歳以上の者		1時間につき	110円	110円
クラブハウス	更衣室（シャワーを使用する場合に限る。）		1人1回につき	100円	100円
	多目的室	一般	1室1利用区分帯につき	930円	930円

クラブハウス	多目的室	生徒等及び70歳以上の者	1室1利用区分帯につき	660円	660円
--------	------	--------------	-------------	------	------

備考

- 1 「生徒等」とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 高等学校、中学校及び小学校の在学者並びにこれらに準ずる者
 - (2) 幼稚園の在園者及びこれに準ずる者
- 2 「一般」とは、生徒等及び70歳以上の者以外の者をいう。ただし、3歳未満の者を除く。
- 3 「1利用区分帯」とは、静岡市城北運動場条例（平成15年市条例第125号。以下「条例」という。）第4条に規定する開場時間を当該開場時間の開始時刻から、テニスコートにあっては2時間まで、クラブハウスの多目的室（以下「多目的室」という。）にあっては3時間までごとに区分した時間帯をいう。ただし、次に掲げる時間については、1時間までごとに区分した時間帯とし、その場合の利用料金は、テニスコートにあっては1利用区分帯につきこの表による金額の2分の1に相当する額と、多目的室にあっては1利用区分帯につきこの表による金額の3分の1に相当する額とする。
 - (1) テニスコートについて、次に掲げる期間の区分に応じ、次に定める時間
 - ア 4月1日から5月31日までの期間及び8月1日から8月31日までの期間 午後5時から午後6時までの時間
 - イ 6月1日から7月31日までの期間 午後5時から午後7時までの時間
 - ウ 9月1日から10月31日までの期間及び2月1日から3月31日までの期間 午後3時から午後5時までの時間
 - エ 11月1日から翌年の1月31日までの期間 午後3時から午後4時までの時間
 - (2) 利用日の当日において、新たに同日の利用に係る条例第6条第1項の規定による利用の許可を受けた場合における当該新たな許可に係る時間
- 4 条例第4条ただし書の規定によりテニスコート又はクラブハウス（多目的室に限る。）の開場時間を変更した場合の当該変更した時間に係る利用料金は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき次に掲げる区分に応じ、次に定める額とする。
 - (1) テニスコート この表による金額の2分の1に相当する額
 - (2) 多目的室 この表による金額の3分の1に相当する額
- 5 条例第5条第1項ただし書の規定により休場日を変更した日に利用する場合の利用料金は、この表による金額に当該額の2割に相当する額を加算した額とする。
- 6 利用者が、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表による金額の3倍の額とする。
- 7 利用のための準備及び原状回復のための時間は、利用時間に含む。
- 8 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

3 清水長崎新田スポーツ広場

(1) 清水長崎新田スポーツ広場のスポーツ交流センターの利用料金

施設名	利用区分	単位	条例での限度額	承認額
スポーツ交流 センター	2階 軽運動室 一般	午前 午前9時から正午まで	1,230円	1,230円
		午後1 午後1時から午後3時まで	820円	820円
		午後2 午後3時から午後5時まで	820円	820円
		夜間 午後6時から午後9時まで	2,460円	2,460円
	2階 軽運動室 生徒等及び70歳以上 の者	午前 午前9時から正午まで	870円	870円
		午後1 午後1時から午後3時まで	580円	580円
		午後2 午後3時から午後5時まで	580円	580円
		夜間 午後6時から午後9時まで	1,740円	1,740円
	2階 多目的室 一般	午前 午前9時から正午まで	1,230円	1,230円
		午後1 午後1時から午後3時まで	820円	820円
		午後2 午後3時から午後5時まで	820円	820円
		夜間 午後6時から午後9時まで	2,460円	2,460円
	2階 多目的室 生徒等及び70歳以上 の者	午前 午前9時から正午まで	870円	870円
		午後1 午後1時から午後3時まで	580円	580円
		午後2 午後3時から午後5時まで	580円	580円
		夜間 午後6時から午後9時まで	1,740円	1,740円

スポーツ交流 センター	3階 体育室 一般	午前 午前9時から正午まで	4,230円	4,230円
		午後1 午後1時から午後3時まで	2,820円	2,820円
		午後2 午後3時から午後5時まで	2,820円	2,820円
		夜間 午後6時から午後9時まで	8,460円	8,460円
	3階 体育室 生徒等及び70歳以上の者	午前 午前9時から正午まで	2,970円	2,970円
		午後1 午後1時から午後3時まで	1,980円	1,980円
		午後2 午後3時から午後5時まで	1,980円	1,980円
		夜間 午後6時から午後9時まで	5,940円	5,940円
	3階 軽運動室 一般	午前 午前9時から正午まで	1,410円	1,410円
		午後1 午後1時から午後3時まで	940円	940円
		午後2 午後3時から午後5時まで	940円	940円
		夜間 午後6時から午後9時まで	2,820円	2,820円
	3階 軽運動室 生徒等及び70歳以上の者	午前 午前9時から正午まで	990円	990円
		午後1 午後1時から午後3時まで	660円	660円
		午後2 午後3時から午後5時まで	660円	660円
		夜間 午後6時から午後9時まで	1,980円	1,980円
	3階 多目的室 一般	午前 午前9時から正午まで	1,410円	1,410円
		午後1 午後1時から午後3時まで	940円	940円

スポーツ交流 センター	3 階 多目的室 一般	午後 2 午後 3 時から午後 5 時まで	940円	940円
		夜間 午後 6 時から午後 9 時まで	2, 820円	2, 820円
	3 階 多目的室 生徒等及び70歳以 上の者	午前 午前 9 時から正午まで	990円	990円
		午後 1 午後 1 時から午後 3 時まで	660円	660円
		午後 2 午後 3 時から午後 5 時まで	660円	660円
		夜間 午後 6 時から午後 9 時まで	1, 980円	1, 980円
	3 階 和室 1	午前 午前 9 時から正午まで	930円	930円
		午後 1 午後 1 時から午後 3 時まで	620円	620円
		午後 2 午後 3 時から午後 5 時まで	620円	620円
		夜間 午後 6 時から午後 9 時まで	1, 860円	1, 860円
	3 階 和室 2	午前 午前 9 時から正午まで	930円	930円
		午後 1 午後 1 時から午後 3 時まで	620円	620円
		午後 2 午後 3 時から午後 5 時まで	620円	620円
		夜間 午後 6 時から午後 9 時まで	1, 860円	1, 860円
	個人利用 軽運動室 (1 人 1 回につき) 一般	午前 午前 9 時から正午まで	270円	270円
		午後 1 午後 1 時から午後 3 時まで	270円	270円
		午後 2 午後 3 時から午後 5 時まで	270円	270円
		夜間 午後 6 時から午後 9 時まで	330円	330円

スポーツ交流 センター	個人利用 軽運動室 (1人1回につき) 生徒等及び70歳以上 の者	午前 午前9時から正午まで	140円	140円
		午後1 午後1時から午後3時まで	140円	140円
		午後2 午後3時から午後5時まで	140円	140円
		夜間 午後6時から午後9時まで	170円	170円
	個人利用 体育室 (1人1回につき) 一般	午前 午前9時から正午まで	270円	270円
		午後1 午後1時から午後3時まで	270円	270円
		午後2 午後3時から午後5時まで	270円	270円
		夜間 午後6時から午後9時まで	330円	330円
	個人利用 体育室 (1人1回につき) 生徒等及び70歳以上 の者	午前 午前9時から正午まで	140円	140円
		午後1 午後1時から午後3時まで	140円	140円
		午後2 午後3時から午後5時まで	140円	140円
		夜間 午後6時から午後9時まで	170円	170円

備考

- 「生徒等」とは、次に掲げる者をいう。
 - 高等学校、中学校及び小学校の在学者並びにこれらに準ずる者
 - 幼稚園の在園者及びこれに準ずる者
- 「一般」とは、生徒等及び70歳以上の者以外の者をいう。ただし、3歳未満の者を除く。
- 2以上の時間区分を連続して利用する場合の利用料金は、各時間区分の金額を合計した額とする。
- 利用許可を受けた時間区分を延長して正午から午後1時までの時間又は午後5時から午後6時までの時間を利用する場合の当該時間の利用料金は、正午から午後1時までの時間にあつてはこの表の午前の区分における金額の3分の1に相当する額と、午後5時から午後6時までの時間にあつてはこの表の午後2の区分における金額の2分の1に相当する額とする。
- 静岡市スポーツ広場条例（平成15年市条例第129号。以下「条例」という。）第4条ただし書の規定により利用時間を変更した場合の当該変更した時間に係る利用料金は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき、午前6時から午前9時までにあつてはこの表の午

前の区分における金額の3分の1に相当する額と、午後9時から翌日の午前6時までにあつてはこの表の夜間の区分における金額の3分の1に相当する額とする。

- 6 利用者が、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表による金額の3倍の額とする。
- 7 条例第5条ただし書の規定により休場日を変更した日に利用する場合の利用料金は、この表による金額に当該額の2割に相当する額を加算した額とする。
- 8 利用のための準備及び原状回復のための時間は、利用時間に含む。
- 9 特殊の電気設備をした場合は、電気料に相当する額の実費を別に徴収する。
- 10 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(2) 清水長崎新田スポーツ広場のスポーツ交流センターの附帯設備の利用料金

施設名	種類	単位	使用単位	条例での限度額	承認額
スポーツ交流センター	ビデオプロジェクター	1式	1時間	520円	520円
	シャワー	1人	1回	100円	100円

(3) 清水長崎新田スポーツ広場のテニスコートの利用料金

施設名	利用区分	単位	条例での限度額	承認額
テニスコート	一般	1面1利用区分帯につき	1,040円	1,040円
	生徒等及び70歳以上の者	1面1利用区分帯につき	740円	740円

備考

- 1 「生徒等」とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 高等学校、中学校及び小学校の在学者並びにこれらに準ずる者
 - (2) 幼稚園の在園者及びこれに準ずる者
- 2 「一般」とは、生徒等及び70歳以上の者以外の者をいう。ただし、3歳未満の者を除く。
- 3 「1利用区分帯」とは、条例第4条に規定するテニスコートの利用時間を当該利用時間の開始時刻から2時間までごとに区分した時間帯をいう。ただし、次に掲げる時間については、1時間までごとに区分した時間帯とし、その場合の利用料金は、1利用区分帯につきこの表による金額の2分の1に相当する額とする。
 - (1) 次に掲げる期間の区分に応じ、次に定める時間
 - ア 4月1日から5月31日までの期間及び8月1日から8月31日までの期間 午後5時から午後6時までの時間
 - イ 6月1日から7月31日までの期間 午後5時から午後7時までの時間
 - ウ 9月1日から10月31日までの期間及び2月1日から3月31日までの期間 午後3時から午後5時までの時間
 - エ 11月1日から翌年の1月31日までの期間 午後3時から午後4時までの時間
 - (2) 利用日の当日において、新たに同日の利用に係る条例第6条第1項の規定による利用の許可を受けた場合における当該新たな許可に係る時間
- 4 条例第4条ただし書の規定により利用時間を変更した場合の当該変更した時間に係る利用料

金は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき、この表による金額の2分の1に相当する額とする。

5 条例第5条ただし書の規定により休場日を変更した日に利用する場合の利用料金は、この表による金額に当該額の2割に相当する額を加算した額とする。

6 利用のための準備及び原状回復のための時間は、利用時間に含む。

7 利用料金の限度額の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

（4）静岡市清水長崎新田スポーツ広場の夜間照明施設の利用料金

施設名	利用区分	単位	条例での限度額	承認額
多目的グラウンド		1時間につき	1,200円	1,200円

備考 1時間に満たない利用時間がある場合は、当該利用時間を1時間とみなす。